

## 2 米国移民法修正問題

52 昭和5年1月17日 在ニュー・ヨーク澤田總領事より

幣原外務大臣宛

### 排日移民法改正運動の現状について

付記 昭和五年一月三〇日付在米国出淵大使より在  
ニュー・ヨーク澤田總領事宛機密公第一〇号  
米国移民法修正運動に対する日本側の対応に  
ついて

機密第二〇号

昭和五年一月十七日

(2月8日接受)

在紐育

總領事 澤田 節藏(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

排日移民法改廃運動模様ニ閲シ報告ノ件

一九二四年米国新移民法ノ実施以来当國“Federal Council of Churches”カ同法中ニ包含セラル日本人排斥条項ノ改廃ヲ曰論見ナカラ之レカ為何等表立タル運動ヲ試ミルニ於テハ却テ加州方面ニ於ル運動ヲ煽動スル懸念アルニ鑑

同委員会トシテハ依然從来通リノ方針ニ基キ善處シ居レルモ已ニ相当ノ時日モ経過シタルコトトテ委員中ニハ本件ヲ何時迄モ遷延スヘキニ非スト主張スルモノアルニ至レルカ昨秋京都ニ於テ開催セラレタル太平洋會議ニハ同委員会ニ關係アル米国人モ出席セルコトトテ自然本問題モ相當論議セラルヘキニ付是等代表者ノ帰米ヲ俟チ其ノ報告ヲ徵シタル後同委員会トシテ何等カ新ニ執ルヘキ方策ヲ発見スルニ於テハ可然措置シ度ク只管是等米国側代表者ノ帰米ヲ待チ居ル次第ナリ

ト述ヘ居リタリ

然ル处前記太平洋會議ノ終了ト共ニ米国側代表モ続々帰米シ同志ノ間ニ於テ本問題ニ関シ弗々内議スル所アリタル旨聞及ヘルコトモアリ他方「ファイラデルフィヤ」市基督友会幹事ニシテ同地方ニ於ル各種政治運動ニ密接ナル關係ヲ有スル「ハーヴィー」氏(William B. Harvey) 及リ移民法排日条項改正ノ目的トスル法案ヲ次期議会ニ提出ノ目的ヲ以テ同地方有志ト予々内相談ヲ進メ居ル折柄当地ニ“Foreign Policy Association”へ会長タル「マクダナルド」氏(James G. McDonald) 京都會議ヨリ帰米シ本問題ニ付何

ニ差当リ日本ニ閑スル啓發運動ヲ行ヒ隱忍自重徐ロニ適當ナル時機ノ到来ヲ待ツノ態度ヲ持シ居ルコトハ已ニ御承知ノ通りナリ

然ルニ同団体ノ一部門トシテ事實上本問題ヲ管掌シ來リタル“Committee on International Goodwill and Justice”ノ委員長「ウイックーシャム」(George W. Wickersham)ハ「アーバー」内閣ノ組織ト共リ“Commission on Law Observance and Enforcement”ノ長官ニ任命セラレ其生活ノ中心ヲ華府ニ移スコトナリタル結果遂ニ右委員長ヲ辞任シ去ル十二月以來元駐英大使タリン「ホートン」氏(Alanson B. Haughton)之レニ代ハルコトトナリ同委員会ノ空氣モ多少更リタル模様ナルカ本官去ル十一月末着任後早々予メ知合ヒノ同委員會東洋部長「フランクリン」博士(James H. Franklin)及同委員會幹事「ギュウリック」博士(Sidney L. Gulick)ト屢々會見ノ機會ヲ以テ右移民法改正問題ニ閑スル同委員會其後ノ取扱振ニ付会談シタルカ當時両氏ハ

ノ帰米ヲ機トシ当地ニ於テ同志ノ内相談会ヲ開催シ度キ  
考ナリ  
ト述ヘ

同人ノ考案カ未タ必シモ各方面ノ意見一致ノ結果トモ認  
メラレス依ツテ本官ハ同氏等ノ好意ヲ多トスルト共ニ其後本問題ニ関シ  
ノ成熟セサルニ先立チ表立チタル運動ニ出スルトキハ加州  
方面ノ排日者ニ乗セラルコトアルヘキヲ以テ“Federal  
Council of Churches”等トモ可及的連絡ヲ保チ極メテ慎重  
ナル態度ヲ以テ事ノ成功ヲ期スル様画策スルコト肝要ニ付  
キ此際表立チタル運動ハ差控ヘ今少シ同志間ノ考案ヲ練ル  
ト共ニ同氏カ各種ノ政治運動ニ関連シ屢々華府ニ出張シ上  
下両院議員ト会談スル機會渺カラサル次第ナレハ差当リ斯  
カル機会ヲ利用シ同氏限リノ措置トシテ将来ノ参考ノ為メ  
上下両院移民委員会等ノ本問題ニ対スル最近ノ意向等ヲ探  
究シ機会ヲ待ツ方可然旨申述ヘ置キタリ

右「ハーヴェー」氏ノ考案ハ「マクドナルド」帰米後同人  
ト談合ノ結果ニ基ク處アルヤニ考ヘラレ且ツ前述「フラン  
クリン」及「ギュウリック」両氏ノ談話ト照合シ其間何等  
カノ声息相通スルモノアルヤニモ感セラレタルヲ以テ本月

本件移民法改正問題ニ関シ何等カ考フル処ナカルヘカラ  
ストノ結論ニ達セルモノノ如ク現ニ自分ニ対シ結局日本人ニモ歩合制度ヲ適用スルコトシ本件ノ解決ヲ計ルル  
コト可然カト考フルニ至レル旨ヲ打開ケ且ツ「グリー  
ン」氏帰紐ノ途次桑港ニ立寄リタル際「シャレンバー  
グ」ハ本邦ヨリ帰来後右意向ヲ「ハイラム・ジョンソン」  
其他ノ僚友ニ告ケ置キタル旨ヲ語リ居リタル位ニ付早速  
加州方面ヨリ何等カノ運動起ルニ非サルヤトモ察セラル  
ルニ付当方面ニ於テハ今暫ク形勢觀望ノ態度ヲ持スルヲ  
以テ最善ノ策トスト述ヘ居リタリ  
然ル処「シャレンバーグ」ニ於テ果シテ「ショットウェ  
ル」及「グリーン」両氏談話ノ如ク此際何等カノ方策ヲ  
講スルニ至ラハ極メテ喜ハシキ次第ニシテ“Federal  
Council”ニ於テモ折角今日迄穩忍シ來レル事故結局暫ク  
形勢觀望可然前述「ハーヴェー」氏ニ対スル本官忠言最  
モ当ヲ得タリト存セラルモ「シャレンバーグ」、「ショ  
ットウェル」及「グリーン」両氏想像ノ如ク果シテ當方  
ノ希望スル如キ行動ニ出スヘキヤ疑念ナキニ非ス偶々  
「フランクリン」氏カ來月早々当地ヲ出発シ約一ヶ年ノ

十三日更ニ前記「ア」「ギ」両氏ト会食ノ機会ヲ作り右  
「ハ」氏トハ談合模様ヲ通スルト共ニ其後本問題ニ関シ  
“Federal Council of Churches”方面ノ空氣ヲ尋ネタル處右  
両氏ヘ  
先般オ話ノ通り同委員会ニ於テハ只管京都会議米国側出席者ノ帰米ヲ待チ居リタル次第ナルモ最近「コロムビ  
ヤ」大学教授「ショットウェル」氏 (James Thompson Shotwell) 及同會議米国側委員長「ジェロム・グリ  
ーン」氏 (Jerome D. Green) 帰米セルカ前者ノ談ニ依  
レハ「シャレンバーグ」ノ本邦ニ対スル印象ハ前記會議ニ出席以来著シク改善セラレ其結果本件移民法ノ改正ニ付テモ何等カ考フル所アルヤニ推測セラレ旁々早晚加州方面ヨリ“Federal Council”等ニ於テ予テヨリ希望セルカ如キ内容ヲ有スル運動ヲ開始スルカ如キコトアルヤモ計リ難シトノ印象ヲ得タル趣ナリ

尚ホ又「グリーン」氏ハ  
「シャレンバーグ」ハ“Justice”モリ寧ロ“Fight”ヲ好ム人物ニシテ當方面ヨリ何等表立チタル運動ヲ起ストキハ翻然排日的態度ニ出スル懼アリ然ルニ今回當人ニ於テモ

予定ヲ以テ東洋ニ於ル同氏所属教会派遣ノ宣教師運動ノ実情觀察旁々本邦經由支那及印度方面ニ旅行スルコトトナリ居リ同氏本邦立寄リノ際ハ其旧知タル渋沢、團氏等トハ必然會見ノ運ヒトナルヘク其際自然本件ニ関シ何等カ談及セラルコトアルヘキニ付テハ同氏出發ニ先立チ“Committee on International Goodwill and Justice”ノ会合ヲ催シ「ショットウェル」、「グリーン」、「マクドナルド」氏等ヲ始メ太平洋會議ニ出席セル同委員会關係者ノ出席ヲ求メ出来得ヘクンハ此際何トカ本件ニ関スル同委員会側ノ態度ヲ決定シ置キタキ希望モアリ來月早々同委員会開催ノ手配中ナリ  
ト述ヘ居リタリ  
上記ノ次第ニテ京都太平洋會議出席者帰米ノ機会ヲ以テ本問題ノ論議カ當方面ニ於テ予テ本邦ニ対シ好意ヲ有スルモノノ中ニ再燃シ來レル徵候認メラル處之レカ果シテ如何ナル發展ヲ見ルヘキヤ明ナラス右“Federal Council”ノ委員会開催ノ結果或ハ何等カノ方策ヲ得ルヤモ知レサルモ之レトテ差当リノ処大ナル希望ヲ嘱シ得ヘキヤ疑問トセラレ  
今後本件ノ發展ニ付テハ折角注意スヘキモ今日迄ノ聞込御

参考迄ニ報告申進ス

追テ前記「ハーヴェー」氏ヨリ其後本問題ニ関シ「フランクリン」氏ト照覆スル處アリタル趣ヲ以テ「グ」氏ヨリ「ハ」氏ニ対スル別紙(省略)乙号書面アリタル趣ニテ其写送付シ來レル処右ハ前述「フランクリン」及「ギュウリック」ニ對スル「グリーン」ノ談話ヲ裏書スルモノニ付キ右茲ニ添付ス

本信写送付先 在米大使、桑港總領事

(付記)  
機密公第一〇号

昭和五年一月三十日

在米

特命全權大使 出淵 勝次

在紐育總領事 澤田 節藏殿

移民法修正運動ニ対スル我方ノ態度ニ閣スル件

米国各方面ニ於ケル対日好感逐年増進シツツアル状勢ハ夙ニ御承知ノ通ナル處客年秋本邦ニ於テ開催セラレタル万國工業會議及太平洋關係會議ノ結果此現象一段ノ好転ヲ示シ

之ニ伴ヒ移民法排日条項撤廃論モ追々擡頭シツツアルコト之亦最近貴官ヨリノ情報及關係各館ノ報告等ニ依リ之ヲ察知スルニ難カラス想フニ数年前ニ於テハ僅カニ米國東部及中西部方面ニ於テノミ排日移民法改正論ヲ耳ニスルニ過キサリシニ反シ今日ニ於テハ太平洋沿岸方面ニ於テモ追々之ヲ唱道スルモノアルニ至レルハ洵ニ喜フヘキ傾向ト謂ハサルヘカラス乍去排日移民法ナルモノハ由來其根底深ク一朝一夕ニ其修正ヲ見ルコト困難ナルハ既往ノ歴史ニ徵シ明力ナル次第ナルヲ以テ此際我官民ニ於テ飽ク迄自重自制ノ態度ヲ持シ此良好ナル傾向ヲ善導シツツ専ラ米国人ノ間ニ反省自覺ノ機運ヲ促進セシムルコトニ力ヲ須キルコト急務ト思考ス

然ルニ御承知ノ通り米國中日本人ノ入國ニ関シ最モ現実直接ノ利害關係ヲ有スルモノハ加州始メ太平洋沿岸諸州ニ有之排日移民条項ノ如キモ加州方面ノ主張ニ由來スルモノナルニ顧ミ其撤廃乃至修正ナルモノハ要スルニ本家本元タル同方面ニ於テ納得セサル限り之カ実現ヲ期スルコト困難ナルハ申ス迄モ無之從テ移民法修正運動ハ加州方面ニ於ケル誤解ヲ基礎トシ東部方面ニ於テ之ニ唱和スルノ形勢ヲ馴致シ

スルコト確実ニ其効果ヲ期スル所以ト考ヘラレ從来動モスレハ太平洋岸地方ノ反感ヲ挑発シタル紐育方面ニ於ケル宗教團体ノ単獨的運動ノ如キハ適宜手心ヲ用ヰ暫ク之ヲ差控ヘシムルコト最モ肝要ト思料ス

本件ニ關シ去ル一月十七日付本省宛機密第二〇号所載ノ貴見ハ大体御同感ニ付前記ノ方針ニ依リ此上共然ルヘク御措置相成度不取敢本使氣付ノ次第御参考迄申進ス

本信写送付先 外務大臣及在米各領事

(一) 「シャーレンバーグ」ハ本邦滯在中涉沢子爵其ノ他ノ有力者ヨリ予想外ノ好遇ヲ受ケ又日本労働組合幹部トモ接触シタル結果著シク対日態度変更シ表面ニハ現ハレ居ル處十七日「アレキサンダー」本官ヲ訪問ノ際右ニ言及シ

(二) 在紐育「スクリップス・ハワード」系新聞代表者「ハワード」氏トハ同船ニテ帰國シ偶々意見ヲ交換シタル處同

氏モ極力日本人排斥ノ不合理ナルコトヲ強調シ居リタルカ氏ハ東部新聞社界ニ勢力ヲ有スルヲ以テ好都合ナリ

ト内話セルニ付のニ対シ本官ヨリ自分ハ加州排日家首領ト

ハ個人的ニ親密ノ關係ヲ有シ殊ニ移民連盟調査会ノ「マクラッチ」トハ頻繁ニ往復シ居ル處同氏ノ対日態度モ著シ

53 昭和5年1月19日

幣原外務大臣宛(電報)

カリフルニア州労働組合委員長シャーレン  
バーグの移民法改正意見について

サン・フランシスコ井田總領事より  
本 1月19日前着 発

ク緩和シ個人的ニハ親日家同様ト謂ヒ得ルモ從来ノ行懸並其ノ立場モアリ主義トシテ東洋人ノ區別待遇ヲ固執シ居ル

次第ニシテ仮ニ「シャーレンバーグ」カ対邦人「クオウタ」適用ニ賛成シテモ「マクラッチ」一派並他ノ排日団体カ之ニ追従スヘキヤハ頗ル疑問ナル旨ヲ述ヘタル処「アレキサンダー」モ「マクラッチ」ヲ障害ト認ムト述ヘ孰ニシテモ本件ハ忍耐シテ適當ノ時機ヲ俟ツ必要アリ又排日家側ヨリ何等カノ意見ヲ提出スル様仕向ケルコト肝要ト考ヘラルニ付在紐育「ギュウリック」博士ニ暫ク沈黙ヲ守ル様懇談スル筈ナリト付言セリ尚「アレキサンダー」ハ十八日当地発約三週間紐育及華府方面ヲ旅行スル由ナリ在米大使、紐育及沿岸各領事ニ転電セリ

54 昭和5年3月8日 在英國松平(恒雄)大使より  
幣原外務大臣宛(電報)

ロンドン軍縮会議出席米国代表団の移民法に  
対する見解について

ロンドン 3月8日後発  
本 省 3月9日後着

第五五号 (極秘)  
(本件漏洩セサル様特ニ御配慮ヲ請フ)

過日米國「バーネット」中佐來訪雑談ノ際今回自分カ陸軍

軍人ニシテ独リ軍縮一行ニ加ヘラレタルハ「スチムソン」ヨリ一行中ノ主ナル人々殊ニ「リード」、「ロビンソン」等ニ日本ノ事情ヲ吹込ムコトヲ依頼セラレ國務省ニ借入レラ

レタル形ニテ渡英セリ船中ヨリ先ツ「ロ」ニ対シ一九二四年移民法ニ対スル日本人ノ不満及右法律ノ不当ナルコトヲ篤ト説明シタル処「ロ」ハ充分之ヲ諒トシ将来本件問題トナル時ハ其ノ改訂ニ尽力スヘキ旨ヲ答ヘタリ又「リ」ニ対シテモ同様説明シタル処「リ」ハ本件ニ関シ日本ニ対シテ

「ロ」以上ノ同情ヲ有シ居リ今後意外ノ事態発展セサル限り自分自ラ改訂ヲ提議スル積リナリト語レルニ付其ノ旨逐一「スチムソン」ニ報告セル処「ス」ハ予期以上好都合ニ進ミタリト喜ヒ居レリト内話セリ

本問題ニ付テハ予テ華府在勤中「リード」ト話合タルコトアリ當時「リ」ハ何トカセサルヘカラストテ同情ヲ有シ居リタルコトハ事実ナルカ「バ」ノ話カ何處迄真ナルヤハ判明セサリシ処其ノ後去ル二月二十五日同氏來訪(全權發往

電第一七〇号)長時間ニ亘リ各種ノ問題ヲ話合タル際同氏

ハ極東ニ於ケル日本ノ地位ニ付先般「カッシュ」大使カ着任直後ニ演説シタルト同様ノ趣旨ニテ日本カ東洋ニ於テ勢力ヲ有スルコトハ米英ノ利益ニモナルモノト考ヘ居ル旨並

往年「ノックス」時代ニ於ケル米人ノ思想カ一変セルコト等ヲ縷述シ尚移民法問題ニ付テハ自分ノ真ニ遺憾トスル所ニシテ當時極力之カ防止ニ努メタルモ最後ニ「重大ナル結果」ノ書翰ヲ見ルニ及ヒ米国人一般ニ対スル侮辱トシテ憤慨セサルヲ得サルコトナリタル経緯ナルカ其ノ後ニ至リ

右事態ヲ招来セルハ某米国人(「ヒュウズ」)ヲ意味スルコトハ華府ニ於ケル会談中「リ」カ本件ヲ「ヒ」ノ一大失策ナリト言ヒ居タルニ見テ明カナリ)ノ責任ナリシコトヲ発見セリ自分ハ今後本問題ノ解決ニ極力尽力スル積リナリハ固ヨリ軍縮會議トハ無関係ノコトナルモ序テニ一言スト語レリ

本使ハ之ニ対シ世界平和確立ノ精神ヨリ今回軍縮成立ノ曉ニハ進ムテ各国間ニ於ケル軋轔ノ原因ヲ芟除スルコト最緊要ナルコトヲ痛感スルモノナルカ移民ノ問題ハ乍遺憾日米

友誼ノ障碍ニシテ如何ナル日本人モ米国及米国人ヲ考ヘル

御参考迄

米へ転電セリ

移民法改正問題についてスティムソン国務長官  
の内話

ロンドン 3月17日後発  
本省 3月18日後着

第六八号

三月十五日「スタムモア」ニ於ケル「スチムソン」氏ノ別荘ニ於テ午餐ヲシタル後同氏ハ本使ヲ別室ニ伴ヒ種々話シタル折日本ハ極東ニ於テ西洋ノ文明ヲ東洋人ニ理解セシムル立場ニアルヲ以テ日本ノ東洋ニ於ケル優越ナル立場ニ対シテハ我々ハ何等不安ヲ感セサルノミナラス寧口我方ノ利益トモナルモノト考ヘ居レリトテ往電第五五号「リード」ノ話ト同様ノコトヲ述ヘタルニ付本使ハ過般「キヤッスル」大使カナシタル演説ハ日本国民ニ好印象ヲ与ヘタリト思考スルモ右ハ「フーバー」大統領及閣下ノ承認ヲ得タルモノナル事ヲ聞キ(「リード」ノ言)自分ハ一層喜ヒ居リタルカ今又直接國務長官ヨリ之ヲ聞ク事ハ更ニ欣幸トスル処ナリト述ヘタル處同氏ハ進ンテ移民法ニ言及シ

過般比律賓ヨリ帰米ノ途中東京ニ立寄リタル際田中外務大臣ヨリ本件ニ関スル日本ノ立場ヲ話サレタルカ自分ハ本件ノ發生ヲ真ニ遺憾トルモノニシテ自分ノ在職中何トカ都合良ク處理シ度キ考ヘナリ幸ヒ一行中ニアル上院議員連モ亦本件ニ付テハ同様ノ考ヘヲ有シ居ルコトハ自分ノ喜ヒ居ル所ナリト述ヘタルニ付本使ハ在米ニケ年間何トカ本件ノ解決ヲ切望シ居リタルモ我方ヨリ「ブレス」スルコトハ之ヲ避ケ米國側自身ノ「イニシアチーブ」ニ依リ解決セラルルコトヲ望ミ居リタル処今日長官ヨリ直接斯ノ如キコトヲ聞クハ衷心ヨリ多トル所ナリ次回軍縮會議ノ開催前ニ本件解決ノ運トモナラハ該會議ノ空氣ハ更ニ良好トナルヘシト述ヘタル處「ス」ハ同感ノ旨ヲ述ヘ重ネテ尽力ヲナスヘキ旨ヲ述ヘ居リタリ

在米大使ニ暗送セリ

56

昭和5年3月25日

在ニューヨーク澤田總領事より  
幣原外務大臣宛

移民法改正問題に関する全米労働連盟会長

グリーンとの会談報告

機密第一二〇号

昭和五年三月二十五日

(4月11日接受)

在紐育

総領事 澤田 節藏(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

移民法改正問題ニ関スル「グリーン」トノ会談

報告ノ件

本月五日「ウイリアム・ハーヴェー」來訪數日前「グリーン」

氏ト会合ノ際本件其後ノ模様問合セタル処「シャレン

バーグ」ニ於テハ予想ニ反シ移民法改正運動ニ付キ何等積

極的ノ措置ヲ講スル模様ナキ由ニテ「グ」氏モ「シャレン

バーグ」ニ対スル信賴ノ念ヲ失ヒ始メタリト述ヘ居リタル

旨内話シ果シテ然ラハ結局当方面ヨリ何等策動方考慮セサ

ルヘカラサルコトト相成ルヘシ云々ト述ヘタルニ付本官ハ

当初ヨリ「シャレンバーグ」ニ対シテ左程ノ希望ヲ囁シ居

リタル次第モアラサルカ同人ヲ京都会議以来各方面ニ口

約セル手前モアリ満更無為ニシテ化ス義ニモ非ルヘク現ニ

帰米後多少ノ努力ハナシ居ルヤノ加州情報モアル上過日「フェデラル・カウンシル」側決議ノ次第モアリ旁々當方

ケサルノミナラス同志ヲ説キ進ンテ何等積極的ノ処置ニ出スルコトアルナラント内々期待シ居リタル次第ナルカ前記同人ノ回答ニ依ルニ「シャレンバーグ」及其他加州労働団体側ニ於テ本件ニ付キ「イニシヤチーブ」ヲ執ルカ如キコトハ到底望ミ難キコトトナリタルモノト認メラレ些カ失望シ居ル次第ナリ

ト述ヘタルニ付キ本官ハ「過日貴下ヨリ『シャレンバーグ』改悛ノ次第ヲ聞キ誠ニ結構ノコトト存シタルモ加州ニハ「ファーラン」「マクラッヂ」等反日ノ巨頭アリ如何ニシカ改悛シタリトテ之レ等反日巨頭拳ツテ改悛セサル以上『シ』ノロ約丈ヶヲ信シ樂觀出来ルモノニ非スト考ヘ居リタルカ其レハ別トシ前記『シ』ヨリノ回答アリタル以上ハ今後ノ措置振り何等カ考慮アリタルコトト存スル処右如何アルヘキヤ」ト尋ネタル処「グ」ハ

自分ハ時々華府ニ赴キ内務長官「ウイルバー」トモ談シ合ヒタルコトアリ同長官ノ話ニ依レハ「ファーラン」ノ如キハ本件ニ関シ最早特ニ念頭ニ置クヲ要セス只「マクラッヂ」ノコトハ閑却スヘカラストノコトナルカ「シ」モ結局「マ」其他ノ勢力ニ押サレ自ラ進ンテ「イ

(欄外記入)  
ニシヤチーブ」ヲ執リ得サルコトトナリタルナラン兎ニ角事情斯クノ如クナリタル以上ハ結局加州労働団体以外ノ方面ヨリ何等カノ措置ヲ講セサルヘカラス只現在加州ニ於ケル比島人排斥ノ空氣頗ル濃厚ニシテ其結果比島人問題カ当国各方面ニ於テ論議セラレ上院ニ於テモ本問題ニ関シ聽取会ヲ行ヒ居ル次第ニ付キ此ノ際日本人入国問題ヲ持出スコトハ面白カラス依ツテ何レノ方面ヨリ本問題ニ関スル運動ヲ起スコトアリトスルモ右ハ比島問題ニ関スル一般ノ空氣沈静シタル後ノコトトセサルヘカラスト思考シ靜カニ本件ノ推移ヲ監視シ居ル次第ナリ而シテ移民法問題タル抑々加州ニ其端ヲ發シタルモノナル以上其改正ノ議モ加州ヨリ起ルヲ順当ナリト考ヘラルニ付キ加州労働団体ニシテ「イニシヤチーブ」ヲ執リ得ストセハ同州ニ於ケル他ノ方面ヨリ之レヲ起コシ貰ヒ度ク依ツテ比島問題ニ関スル空氣ノ沈静ヲ待チ桑港「アレキサンダー」トモ協議ノ上同氏及其同志ノモノヨリ何等カノ運動ヲ起サシメ同方面ニ於ケル労働団体ヲシテ之レヲ支援セシメ當方面ニ於ケル同志モ之レニ共鳴シテ策動スルト云フカ如キ仕組ミト為サムカト考ヘ居ル次第ナリ

ト述ヘタリ仍テ本官ハ結局ノ処本件カ立法的措置ヲ必要トル問題ナル以上當国上下両院殊ニ其移民委員側ニ於テ本法修正ノ氣分ニナリ本件改正案ノ提出セラルニ当リ故障ナク之レカ通過ヲ見得ル様議会内ノ空氣ヲ作ルコト必要ニシテ適當ノ機会アル毎ニ華府行政立法両部首脳者トノ了解ハ之レヲ計ルコト大切ナリト存スル処之レ等ノコトハ貴下ニ於テヨリ能ク御承知ノコト故急カス迫ラス今後トモ可然善處セラルル様希望シ居ル旨申述ヘタル処「グ」氏ハ右ハ自分モ全然同感ニシテ前記加州ノ同志ヨリハ所謂「プライベート・イニシヤチーブ」ヲ執ラシメ同方面ニ於テ移民法改正ノ空氣ヲ確立スルト共ニ議会ニ於テ「パブリック・イニシヤチーブ」ヲ執ラシメ以テ本件目的ノ達成ヲ期スル様慎重画策セサルヘカラスト心掛ケ居ル次第ナリ

ト述ヘ居リタリ

右報告申進ス

本信写送付先 在米大使及在米各領事

(欄外記入)

移民法改正ハ加州排日巨頭連ヨリ之ヲ主唱セシムルコト勿論

機密第一五七号

57 昭和5年5月3日 在ニュー・ヨーク澤田總領事より

幣原外務大臣宛

移民法修正運動に関するアレキサンダー前  
サン・フランシスコ商工会議所会頭の内話

(5月31日接受)

昭和五年五月三日

在紐育

総領事 澤田 節藏 (印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

移民法修正運動ニ関シ桑港商業會議所前会頭

「アレキサンダー」ト会談要領報告ノ件

米国移民法排日条項修正問題ニ付桑港商業會議所副会頭  
 「リンチ」及同前会頭「フェー」トノ会談要領ハ四月三十日機密第一五五号拙信ヲ以テ報告申進メ置キノ次第アリタル処其後本月三日「ツーレス・アレキサンダー」華府全国商業會議所総会終了後当地ニ來リ本官ヲ來訪シ過日本官ト前記「リ」「フ」兩人トノ会談ノ件ハ華府ニ於テ詳細聞及ヒタリトテ早速此ノ問題ヲ持出シ右兩人ヨリモ申述ヘタルカ如ク兎ニ角各方面大体ノ形勢ハ最近漸次好転シツツアル次第二付本件ノ解決ニ対シ當方面ニ於テハ暫ク自重自制セラレ先ツ本件ト直接ノ利害關係ヲ有スル加州方面ヨリ動き初ムルコト適當ナリト思考スル旨曩ニ「リ」及「フ」ヨリ話出テタルト略々同様ノ趣旨ヲ語リタルニ付「リンチ」ノ内話セル「シアトル」商業會議所「ドノーバン」ノ計画ニ

付華府滯在中何等カ話合ヲ遂ケラレタリヤト尋ネタル處「ドノーバン」ハ今次総会ニハ出席セサリシモ本件ニ関シ「シアトル」方面ヨリノ出席者ト親シク会談スルノ機会ヲ得一応ノ了解ヲ遂ケ置キタリ但シ羅府外国貿易會議ニ於テハ「ド」及同志ノ意見モアルコトナルニ付此ノ問題ニ付同人並ニ其僚友ニ於テ全ク沈黙ヲ守ラシムルコト難カルヘク從テ同人等ヨリ同會議中何等本件ニ言及スルコトアルハ已ムヲ得ストスルモ同人等計画ノ如ク同會議ニ於テ何等決議ヲ為ストカ其他角立チタル処置ヲ採ルコトハ出来得ル限り差控ヘセシムル様大体ノ話合出来現ニ自分ハ「ド」カ右會議ニ於テ為スヘク準備セシ演説ノ内覽ヲ求メラレ其ノ原稿ヲ懷ニシ居ル次第ナルカ當地滯在中ニ語調其他ヲ緩和シテ之ヲ送リ返ス積リナリト答ヘタリ

仍テ本官ハ過日「リンチ」及「フェー」ニモ話シタル如ク往信機密第一一〇号「グリーン」トノ会談要旨ヲ述ヘタル上各方面ノ關係者カ声ヲ潜メ主トシテ加州方面ニ於テ此ノ運動ヲ起サシメムトスル趣伺<sup>(音カ)</sup>諒トシ本問題ノ解決ヲ一切加州有志者ニ委ネタル場合果シテ加州方面ニ於テハ如何ナル方策ニ出テラル積リナリヤト質シタルニ「アレキサン

ダー」ハ「シャーレンバーグ」及其一味ノ者ノ考モ最近余程善化シ居リ今後本運動ニ対シ全然「イニシアチヴ」ヲ取ルコトナシト思ヒ切ル必要モナカラムカト思惟セラル節モアリ且ツ先刻モ「グリーン」ト午餐ヲ共ニシ話シ合タルコトナルカ結局ノ所本年末第七十二議会ノ開会ニ当リ適当ノ時期ヲ見計ヒ加州方面ニ於テ「カソリック」教会ノ大僧正「ハンナ」師(Archbishop Hanna)ヲ初メトシ各大学ノ教授、実業家等其他各方面ノ有力者ノ署名セル移民法修正二閥スル petitionヲ作成シテ議会ニ提出シ之日条項修正ニ關スル petitionヲ作成シテ議会ニ提出シ之ヲ基礎トシ加州方面選出ノ代議士ヨリ適當ト思ハル立法の処置ヲ採ラシムル様仕組マンカト内々考慮ヲ運ラシ居ル所ナリト云ヘルニ付本官ハ斯ル請願書ヲ提出シタル場合之ニ対スル上下両院ノ移民委員等ノ意向ハ如何アルヘキヤ此ノ方面ノコトニ付探査セラレタルコトアリヤト質シタル処実ハ今回華府滯在中下院移民委員長「アルバート・ジョンソン」ト面接ノ機会アリタルニ付夫レトナク之レカ意向ヲ質シタルニ同氏ハ之ニ対シ何等ノ反対ヲ表セス却テ之ニ対シテハ相當同情的態度ヲ以テ處理スルラシキ意向ヲ洩シ居レリト述ヘタルニ付然ラハ加州上院議員「ハイラム・ジョ

ンソン」ノ意向ハ如何ナルヘキヤト間返シタル処同人トハ未タ直接会談セルコトナキモ「シャーレンバーグ」ヲ通シテ聞ク所ニ依レハ同上院議員モ今日ニ於テハ最早之ニ反対スル程ノ氣分ニモアラサルカ如ク只タ「マックラッチ」ノミハ如何ニシテモ其謬見ヲ改メス依然反対ノ態度ヲ示シ居ルモ是亦漸次彼ノ周囲ノ者等ノ意見ヲ善導統一セシムルノ方法ヲ採リテ結局彼ヲ孤立ノ立場ニ置カシムルカ如キ形勢ヲ馴致スルニ於テハ遂ニハ彼モ改心スル時機モアルナランカト考ヘ居ル次第ナリト述ヘ居リタリ

尚ホ話ノ序ニ「ア」ハ此ノ問題ニ付テハ從来當方面ニ於ケル「ギューリック」博士其他新教側ノ策動ハ余リ之レヲ快シトセサル態度ヲ示シナカラ他方旧教側方面ノ贊同ヲ得ルコトハ結構ナリト認メ居ルヤノ口吻ヲ洩シ居リタルニ付本官ハ予テ本邦ニ於テ米國ニ於ケル排日運動ハ同國旧教團体ノ策動ニ基クモノナルヤノ聞込モアリタルカ本官當國勤務以來旧教有力者トモ接触シ其ノ意向ヲ探クルニ旧教團体トシテ特ニ排日ヲ策セルカ如キコトヲ認メス只夕排日巨頭中偶々旧教徒アリシタメ本邦ニ於テ如上ノ印象ヲ抱クモノアルニ至リシコト察セラル而シテ本官當地ニ來リタル以来

当市並ニ「ボストン」ノ「カーデナル」初メ其他旧教幹部トモ接触ヲ保チ居ル処之等ノ人々ハ何レモ日本ニ対シ少ナカラサル好感ヲ持シ居リ從テ本件改訂問題ニ付テモ同情ヲ

有シ居ルモノト認メ居ル旨述ヘタル處「ア」ハ桑港「ハンナ」師モ亦同様ニシテ前述請願書作製ノ際同師ノ署名ハ慥カニ期待シ得ル所ナルカ右本官ノ印象ハ今後同師ト話合ノ

際大ニ参考トナシ得ル次第ナリト語リ居リタリ

尚ホ「ア」ハ先般軍縮會議ノ際倫敦ニ於テ「リード」上院議員カ松平大使ト本件ニ関シ詰合ノ次第ハ過日華府滞在中某内閣員（内務長官ヲ指示セルモノト察セラレタリ）ヨリ

一寸耳ニシタルコトアリ上院方面ニ於テモスル空氣ノ好転シツツアルコトヲ聞クハ頗ル氣ヲ強クスル次第ニシテ誠ニ結構ノコトナルカ本件ノ達成ニ付テハ何處迄モ細心ノ注意ヲ払ヒ忍耐シテ進マサル可カラスト考ヘ居ル旨述ヘ居リタリ

右往信機密第一五五号補足旁々報告ス

本信写送付先 在米大使、桑港總領事、シアトル領事、羅府領事

米國移民法中排日条項ニ関シ「アレキサンダー」外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿  
トノ会談追報ノ件

一、費府基督教友会（The Religious Society of Friend）幹事「ウイリアム・ハーヴェー」カ米國移民法中排日条項改訂問題ニ関連シ先般來同地方有志ト共ニ内々尽力シ居ル次第ハ本年一月十七日付機密第二五号拙信其他本問題ニ関スル當方報告ニヨリ御承知ノ通ナル処去四月中同人ヨリ其親友ニシテ新渡戸博士ノ義弟ナル桑港ノ「アルフレッド・シー・エルキンソン」ヨリ寄セタル本問題ニ関スル同人宛書翰ヲ引用シ別紙写ノ如キ情報ヲ送リ来リタリ

58 昭和5年5月16日 在ニュー・ヨーク澤田總領事より  
幣原外務大臣宛  
米國移民法中排日条項に関するアレキサンダー  
との再会見詳細

機密第一六八号 昭和五年五月十六日 (6月14日接受)

在紐育

総領事 澤田 節蔵（印）

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

米國移民法中排日条項ニ關シ「アレキサンダー」

ルコトアリ費府友会会員ハ其数小ナリト雖モ常ニ日本ニ對シ好意ヲ有シ移民法改訂問題ニ付テモ種々尽策スル所アリ其点ハ頗ル多トスヘキ所ナルモ動モスレハ熱心ノ余リ功ヲ急カムトスル傾向アリ依テ本官ニ於テハ「ハーヴェー」並其関係者ニ対シ大勢ヲ説キ慎重行動方ヲ屢々勧説シ來リタル次第ナルヲ以テ同人等カ別紙書面写ノ如ク加州方面ノ空氣ニ重キヲ置キ慎重行動セサルヘカラサルコトト觀念シ来レル様見ユル事ハ大勢上結構ナルコトト存シ居リタルニ付五月九日桑港商業會議所前会頭「ウォレス・アレキサンダー」ヲ晩餐ニ招キタル際右「ハーヴェー」ヨリノ書面写ヲ示シタル処同人ハ「エルキントン」トハ同人多年ノ親友ニシテ殊ニ移民法改訂問題ニ付テハ最モ緊密ナル関係ヲ保チ互ニ協心戮力シ居ル人物ナルカ其ノ「ハーヴェー」ニ送レル書面中西部沿岸ニ於ケル最モ有力ナル指導者ノ一人云々ト云ヘルハ自分ノコトヲ指シ居ル次第ニシテ「エルキントン」書面ノ趣旨ハ自分等同志一同ノ本件ニ関スル意向ヲ最モ簡明適確ニ伝ヘタルモノト云フヘク「エルキントン」ノ意見ニヨリ費府友会ノ諸君カ本件ニ付テハユツクリ急カサルヘカラスト

希望スルモノナリ  
何トナレハ現在加州カ太平洋貿易拡張ノ重要ナルコトヲ

ノ確信ニ到達セリトノコトハ極メテ結構ノコトト存スル旨述ヘ居リタリ

二、次ニ本件ニ関シ本官ヨリ「アレキサンダー」ニ対シ先般「ボストン」ニ於ケル元外務省囑託「ヂエイ・ビー・ミレット」ヨリ最近「今般倫敦ニ於テ軍縮協定ノ締結セラレタルコトハ結局日米間ニ於ケル一大問題（移民法改訂問題ヲ指セルモノト思考ス）ノ解決ヲ保障スルモノニシテ國務長官『ステイムソン』及『リード』『ロビンソン』両上院議員ハ日本ニ『クオータ』適用然ルヘシトノ意見ヲ把持シ居ルモノナリト信スルモ他方西部地方殊ニ桑港ノ友人ヨリノ通信ヲ綜合スルニ『フィーラン』及『マクラッティ』ハ依然トシテ同方針ニ強硬ニ反対ノ意向ヲ有スル由ナリ然シ軍縮條約批准ノ上ハ米国ニ於ケル日本ノ友人ヲシテ本件ニ関シ共ニ立ツ機會到来スルナラムト存ス然レ共自分ハ現ニ之等友人力直クニモ移民法修正問題ヲ提起セムトシテ努力シ居レリトノ聞入ニ対シテハ彼等カ今暫クノ間何等ノ行動ヲモ執ラサルコトヲ只管

認メ居ルコトハ事実ニシテ現ニ今朝受取リタル加州知事『ヤング』ヨリノ書面中ニモ『太平洋ハ今ヤ世界商業ノ中心トシテ急速ニ発達シツツアルカ故ニ同太平洋ニ直面セル加州トシテハ特ニ海外貿易ニ甚大ナル興味ヲ有スルコトハ当然ノコトナリ』云々ト述ヘ居レ共一九二四年ノ立法ヲ改訂セムトスル運動ハ少クモ差当リノ所相当強烈ナル反対ヲ受クルヘケレハナリ』トノ趣旨ヲ申来レルコトアリト語リタルニ『アレキサンダー』ハ加州ニ於テ「フィーラン」及「マクラッティ」カ今猶強硬ナル排日意見ヲ有シ居ルコトハ過日モ御話ノ通ナルカ「シャーレンバーグ」カ自分ニ対シ語リタル所ニ依レハ「マクラッティ」ハ最早加州ノ労働团体ヲ代表スルモノニ非ス依テ先日内話ノ如ク今後トモ同人周囲ノモノヲ説服シテ同人ヨリ離反セシムル様試ミ度ク現ニ「サクラメント」ノ有力ナル資産家ニシテ從來「マクラッティ」ヲ庇護シ来リタルモノアルカ同人ノ如キ今後漸次「マ」ニ対スル援助ヲ止メシムル様仕組ミ得ラルコトト存シ居ル次第ニシテ斯ノ如クニシテ「マクラッティ」モ自然ニ落城セシメ度考ナルカ「ミレット」ノ云フカ如ク自分等ノ之ノ運動

テ可然尽力方願度シ只夕過日來度々話シタル通り當方面ニ於ケル宗教家團体トシテモ又「グリーン」一派ノ者トシテモ今日ニ於テハ兎ニ角本問題ノ「イニシアティヴ」ハ加州ヨリ起シ貴ヒタシトノ希望ニテ當方面ニ於ケル運動ノ進行ヲ中止シ只管加州方面ノ運動ノ成果ヲ期待シ居ルモノト存セラルニ付貴下加州ニ御帰來ノ上ハ今後共益々同志ト御協力ノ上適當ノ時機及方法ヲ以テ本件ノ円満解決ニ尽力アリタキ旨述ヘタル処

四、右ニ対シ「アレキサンダー」ハ御趣旨ハ能ク了承スル次第ナルカ實ハ過日モ御内話申上ケタル通り近ク羅府ニ開催セラルヘキ「ナショナル・フォーリン・トレード・カウンシル」ノ會議ニ於テハ本件ニ關シ一部ノ者ヨリ相當進ミタル方法ニ出テムトスル運動有之タル処右ノ如ク余リニ功ヲ急クハ却テ事ヲ成ス所以ニ非ルヲ以テ右ニ対シ自分ハ同志ト相計リタル上同會議ニ於テハ差当リ之等運動ノ銳鋒ヲ緩和スルニ努力シ形勢上何等カノ方法ニ出テサルヘカラサル必要アル場合ニハ兎ニ角「世界商業ノ發展ハ正義公平ノ主義ニ基キ國際親誼ノ增進ハ友情及諒解ノ進歩ニ俟タサルヘカラス依テ本會議ハ右主張ニ基キ

ヲ取急キ輕卒ニ行フ時ハ却テ強硬ナル反対ヲ招キ其目的ヲ達シ得サルニ至ルノ虞アルヲ以テ差当リ忍耐以テ慎重ナル措置ヲ執ルノ要アルコトハ勿論ナリ尚自分ハ加州知事「ヤング」トハ從來親シク本問題ニ付話合フ機會ナカリシモ同人ヨリ「ミレット」ニ宛テタル書面ヨリ察スルニ同知事ハ自分等ノ運動ノ趣旨ニハ異存ナシト思ハルルニ付加州帰來後ハ「シャーレンバーグ」トモ話合ノ上「ヤング」ノ支援ヲモ受クル様努力スヘシト語リタリ

三、依テ本官ハ「アレキサンダー」カ予テヨリ熱心ニ且慎重ナル考慮ヲ用ヒ本問題ヲ取扱ヒ來リタルコトヲ甚タ多トル旨述ヘタル上我々トシテモ本問題從來ノ経緯ヨリシテソレカ右ヨリ左ヘト直ニ円満ナル解決ヲ見得ヘシトモ思ハス又日本トシテモ今日迄隱忍自重シ来リタルコトニモアリ今更之ヲ荒立テテ却テ其目的達成ニ失敗スルニ於テハ九仞ノ功ヲ一簣ニ欠クニ至リ甚タ遺憾トスル次第ニシテ要ハ日本トシテハ之カ円満解決ヲ熱望スルハ勿論ナルモ其道程ニ於テハ急カス只夕米人同志其他ノ尽力ニヨリ適當ナル時機及方法ニヨリ本件ノ終極的円満解決ヲ希望シ居ル次第故貴下等ニ対シテモ今後共之ノ運動ヲ以

政府ニ於テ一九二四年移民法中帰化不能外国人ノ入国ヲ禁止スル立法ヲ改訂シ之等外国人ヲシテ其他外国人ト同様入国シ得ル様ナサムコトヲ希望ス』トノ趣旨ニ基ク角立タサル申合ヲナスニ止メ置キ徐々ニ有利ナル形勢ノ展開ヲ待ツ様ニシタク考ヘ居レリト述ヘタルニ付右ハ同會議ノ決議トセントスルノ趣旨ナリヤト間返シタルニ決議等ト云フ形式立チタル言葉ハ之ヲ避ケ成ルヘク角立タサル様シタキ希望ニテ又同会ニ於ケル「ドノバン」ノ演説モ結局右ノ趣旨ニテ行ハルルコトトナルナラント考ヘ居ル旨語リ居リタリ

右前便報告ト多少重複ノ嫌アルモ御参考迄此段報告申進ス本信写送付先 在米大使、在桑港總領事、在シアトル領事、

在羅府領事

~~~~~

59 昭和5年5月21日

在ロス・アンジェルス佐藤(敏人)領  
事より  
幣原外務大臣宛(電報)

全米貿易大会において移民法修正意見を述べた  
ワシントン州商業會議所副会頭ドノバンの内話

ロス・アンジエルス 5月21日後発  
本 省 5月23日前着

第二二号

「シヤトル」領事發大臣宛電報第一号ニ関シ

当地貿易大会開会前「ドノバン」ヲ「ホテル」ニ訪ヒタル  
處「ド」ハ進テ右演説ノ写ヲ手交シ一覽ヲ求メ排日移民法  
修正ノ意見ハ既ニ數年前ヨリノ自分ノ持説ニテ機会アル毎  
ニ之ヲ述ヘ居リ今日ニ至リ既ニ相當機運モ熟シ来レリト思  
考スルカ桑港商業會議所ノ一部ニハ本件決議案提出ヲ尚早  
ナリトスルモノアルモ自分トシテハ最早此ノ上遷延スヘキ  
モノニアラスト信シ実ハ今次大会ノ太平洋關係ニ関スル演  
説ニモ特ニ此ノ点ヲ強調スル訳ナリ但シ今後執ルヘキ措置  
等ニ関シテハ幸ヒ桑港「アレキサンダー」其ノ他太平洋沿  
岸商業會議所代表者モ大会ニ出席シ居リ充分協調ヲ保チ最  
善ヲ期スル積リナリト述ヘタルヲ以テ本官ハ本件ハ御承知  
ノ通日本側ニ於テ深甚ノ注意ト興味ヲ以テ注視シ居ル問題  
ナルカ要スルニ頗ル機微ノ問題ニテ米國官民カ進テ之ヲ解  
決スヘキモノナレハ我方ニ於テハ貴殿ノ如キ日米關係ノ善  
導ニ尽力セラルル人々トノ運動ニ待タサルヘカラストテ

米ヘ転電シ在米各領事へ暗送セリ

「ド」ノ努力ヲ感謝シ置ケリ尚桑港「アレキサンダー」ニ  
モ面会シタル處本件ニ付テハ既ニ大使及紐育總領事トモ懇  
談シ日本側ノ意向モ充分承知シ居ルコトナレハ然ルヘク措  
置スヘク若シ「ドノバン」ノ演説ニシテ適當反響アルニ於  
テ本大会中何等カ決議等ノ措置ヲ執ルニ至ルヤモ知レス  
ト語リ居リタリ尚此ノ際余リ是等商業會議所代表者等ト目  
立チテ近ツキヲ見セルハ如何ト存シ会見等ニハ充分其ノ辺  
注意スル積リナリ又今次大会ニハ桑港ヨリ「マクラッチ」  
モ出席シ居レリ

60 昭和5年5月21日 在ロス・アンジエルス佐藤領事より  
幣原外務大臣宛(電報)  
全米貿易大会におけるドノバンの演説大要

ロス・アンジエルス 5月21日後発  
本 省 5月22日後着  
第三号

全米貿易大会ハ本二十一日ヨリ三日間当羅府ニ於テ開催各  
地ヨリ主ナル実業家約二千參集セリ

本二十一日午前ノ会合ニ於テ華盛頓州「ドノバン」ハ太平  
洋問題ニ付演説ヲナシタルカ移民問題ニ關スル部分大要左  
ノ通  
日本ニ於テハ一九二四年米國移民法ヨリ生シタル議論ノ終  
結セリトハ思考シ居ラス日本人同法ニ反対スルハ日本移  
民ノ杜絶ニアラスシテ日本人ヲ他ノ文明諸国民ヨリ差別シ  
且劣等視シタル点ニアリ但シ本問題ハ米国人側ニ於テ正義  
ノ觀念ヲ以テ之ヲ解決スルコトト信ストノ客年京都太平洋  
會議ニ於ケル波沢子爵ノ演説ヲ引用シテ論シタリ又本問題  
ハ最早存在セサルト主張スルモノアレ共右ハ示威運動等ニ  
現ハレサルモ却テ以前ヨリモ根強ク其ノ結果ハ貿易ニ影響  
セリ木材輸出減少ノ如キモ其ノ原因ノ一ハ移民法ニ対スル  
日本人間ノ不満ニ帰スルト思考ス移民法修正ハ貿易上必要  
ニシテ日本軍備ニ対スル脅威ニアラス尚「ペルリー」提督  
時代ノ古キ純真ナル友好ニ復センカ為ナリト述ヘ且又太平  
洋沿岸ニ於ケル主要商業會議所ハ共同シテ米國議會ニ対シ  
人種的偏見ヲ除却シ以テ友好平和ノ為ニ此ノ正義的行動ヲ  
執ラレムコトヲ要求シタシ今ヤ之ヲ決スル好機ナリ人種的  
意識及國家的誇ハ各所ニ於テ各方法ニ於テ表現セラル米國

ハ今ヤ各國移民ノ流入所ニアラス益々移民制限ノ城壁ヲ高  
クシタリ然レ共本制限ハ果シテ正義公正ノモノナリヤ否ヤ  
ト結ヒタリ右演説終ルヤ約二千ノ聴衆ハ拍手喝采シテ数分  
間休マサリキ之ニ對シ座長ハ右「ドノバン」氏ノ提唱ニ對  
シ深甚ノ考慮ヲナスヘシト述ヘタリ委細郵報  
在米大使、紐育、桑港、「シヤトル」、「ボートランド」ニ  
転電シ他ノ在米公館ニ郵送セリ

61 昭和5年5月22日 在ロス・アンジエルス佐藤領事より  
幣原外務大臣宛(電報)  
全米貿易大会における親日的雰囲気について  
ロス・アンジエルス 5月22日後発  
本 省 5月23日後着  
第二四号

往電第二三号ニ關シ

二十一日貿易大会晚餐会ニ於テ東京「フレーザー」ハ日本  
文化發達諸取引ノ確定及財政安固ナルコト東京、横浜ノ復  
興状態ヲ説明シ且移民法修正ノ必要ヲ力説シ午前中ノ  
「ドノバン」氏ノ演説ヲ裏書シタル處非常ナル喝采ヲ博シ

司会者「ロビンソン」氏（羅府第一「セキュリティ・ナショナル」銀行頭取）モ亦「ドノバン」及「フレーザー」両氏ノ意見ニ賛同シタリ又駐日「カッスル」大使ノ紹介ヲ以テ土方日銀總裁及團三井理事カ本貿易大会ニ対シ祝辭ヲ述ヘタル发声映画ノ映写アリ一般ニ好感ヲ与へ親日ノ氣分堂ニ満チタリ

在米大使ニ転電シ在米各館ニ郵送セリ

62 昭和5年5月22日 在ロス・アンジエルス佐藤領事より  
幣原外務大臣宛（電報）

**ドノバンの排日移民法修正演説に関するカリフォルニア州移民委員会幹事マクラッチの内話**

ロス・アンジエルス 5月22日後発

本 省 5月23日後着

第五号  
往電第二二号ニ閲シ

二十二日「マクラッチ」ト会食懇談ノ機ヲ得「ドノバン」ノ演説ニ閑スル感想ヲ質シタル処「マクラッチ」ハ右演説ニ対スル聴衆ノ反響及同夜晚餐会ノ一般空気ヨリ察スルニ

63 昭和5年5月24日 在米国出淵大使より  
幣原外務大臣宛（電報）

**ジョンソン下院移民委員長による移民法修正の声明**

ワシントン 5月24日後発  
本 省 5月25日前着

第一七七号

二十三日夕刊及二十四日各紙ハ埴原大使ノ演説ノ要旨ヲ伝

フルト共ニ右ニ閑連シ「ジョンソン」カ遠カラス移民法ヲ修正シ日本ニ歩合ヲ適用スルコトトスル提案ヲ為シ之ニ依

テ一九二四年ノ移民法ニ絡ハル感情ヲ一掃セント欲スルノ意向ヲ發表シタル旨報道シタルカ二十四日ノ紐育「タイムズ」ハ「ジョンソン」ノ説明トシテ該提案ニ依レハ毎年百

九十名ノ日本人カ入米シ得ルコトトナルモ之等ハ移民法ノ

他ノ条項ノ下ニ帰化シ得ヘキモノノミニ限ラルヘク帰化不能ナル日本人ハ依然排斥セラルコトトナルヘシ現在ノ排斥法ノ下ニ於テ日本ハ百名ノ名義上ノ歩合ヲ与ヘラレ居り之等ハ日本ニ出生セル白人若クハ黒人ニノミ振当ラレ居ル

處今度為サントスル提案ニ依リ右比率歩合ヲ約百九十人ニ

今次大会カ移民法修正ニ関シ何等カノ措置ヲ執ルニ至ルヘシトノ印象ヲ得タルカ自分トシテハ斯カル運動ハ頗ル曰wiseニシテ折角両國間ノ感情カ漸次緩和シ来リ居ル際更ニ本問題ヲ再燃セシムル虞アルノミナラス米国議会ハ主義上右提唱ヲ容認セサルヘク且「シャーレンバーグ」及加州選出議員等モ之ニ反対スヘシト答ヘタルヲ以テ本官ハ更ニ若シ本大会カ何等カノ形式ニテ右提唱ヲナス場合如何ナル態度ヲ執ラルヘキヤト尋ネタル処「マクラッチ」ハ其ノ場合反対意見ノ公表等更ニ対策ヲ講スヘキヤ否ヤハ自分ノ代表スル加州合同委員会同志ト相談ノ上ナラテハ言明出来スト逃ヶ実ハ本日自分達ノ反対意見ヲ書面ヲ以テ大会決議委員ニ提出シ置ケリトテ右写ヲ内示シ吳レタリ依テ本官ハ右大会ノ執ルヘキ措置等ニ付テハ自分ハ全然門外漢ナルカ御承知ノ如ク本件ハ頗ル機微ノ問題ナルヲ以テ両国親善ヲ顧慮セラル貴官等ニ於テモ充分慎重ナル考慮ヲ仰キ度シト述ヘ置キタリ右「マ」ノ書面ハ郵送スヘシ

米ヘ転電シ在米各領事（「ホノルル」ヲ含ム）ヘ暗送セリ

64 昭和5年5月24日 在ロス・アンジエルス佐藤領事より  
幣原外務大臣宛（電報）

**全米貿易大会の終了と宣言の発表**

別電 昭和五年五月二十四日 在ロス・アンジエルス佐藤領事發幣原外務大臣宛第二六号

全米貿易大会宣言移民法修正関係について  
ロス・アンジエルス 発  
本 省 5月24日後着

全国貿易大会本日終了ニ際シ final declaration ハ採択シタ  
ルカ移民法ニ関スル部分別電ノ通  
在米大使ニ転電シ在米各公館ニ郵報セリ

(別 番)

Los Angeles,

Received 24th, May

Gaimudaijin, Tokio

No. 26-Betsuden

This National Foreign Trade Convention recognizes fundamental facts that only enduring basis for world trade is founded upon principle of justice and fair play between nations and that international goodwill can only be maintained through development of friendship and mutual understanding. Convention favors strongly revision of Immigration Act 1924 in accordance with these views.

Satow

ハムク帰化法ヲ修正スルニ如カスト述ヘ又自分「[...]」テハ委員ノ一使用人ナレハ該委員会ノ方針変更ヲ見サル限り之ニ従フ外ナシト付言セリ  
米、紐育、羅府ニ転電シ在米各領事(「ホノルル」ヲ含ム)  
「暗送セリ」

昭和5年5月27日

幣原外務大臣より  
在米国出淵大臣宛(電報)

ハヨハソノ声明に対するわが国の反応

付 記 五月二十六日付武富通商局長意見書

本 省 5月27日後発

第九六号

各新聞何レモ移民法改正ニ関スル「ハヨハソノ」声明ヲ特筆大書シ東京及大阪朝日、日日、大毎、時事、中外、「ジャパン・タイムズ」等ハ社説ヲ掲ケタリ其論旨ヲ総合スルニ埴原氏ノ演説モ「ジョ」ノ声明モ倫敦會議ニ際シ日米相互ニ誠意ヲ示シタル等最近日米関係改善ノ機運著シク熟シタレハコソ現ハレタルモノニシテ右声明及之ニ対スル米国

65 昭和5年5月25日 在サン・フランシスコ金子總領事代  
理より  
幣原外務大臣宛(電報)

ハヨハソノ声明に関するマクラッヂの内話

サン・フランシスコ 5月25日前発  
本 省 5月26日前着

第一五号

下院移民委員長「アルバート・ハヨハソ」カ適当ノ時期ニ於テ日本人ニ「クオータ」ヲ適用スベク現行移民法修正ヲ提案スヘシト發表シタル義ハ「[...]」十三日華盛頓発A.P.通信トハナ当方面新聞ニ大書掲載セラレ一般ノ注目ヲ引キタル「付小官ハ日頃懇意ノ間柄ニアル加州連合移民委員会幹事「ヤクハチ」、「付夫トナク右記事ニ対スル意見ヲ敲キタル處」「ハヨハソ」ノ右發表ハ當方ノ意外トスル處ナルニ付只今(「[...]」十四日)右ニ対スル當委員会ノ態度ニ対スル声明書ヲ認メタル次第ナリトテ該声明ヲ示シ當方トシテハ依然トシテ一九二四年議会ニ於テ力説シタル方針ニ「スク」スルモノニシテ此ノ点ハ去ル十一日出淵大使トモ忌憚ナク「ジスカッス」シタル次第ナリト言ヒ尚帰化不能外国人排斥カ不公平ナリトセハ日本人ニ付テハ帰化可能ナラ

ハ会長「スパングラー」前会長「シャンク」其他ノ役員ニ  
於テ相談ノ結果右「ア」ノ意見ハ不得策ナルニ付寧ロ「ジョンソン」ノ一地盤タル「グレース・ハーバー」（本邦向米  
材輸出地トシテ近年本邦ト特ニ密接ノ経済的利害関係ヲ有  
ス）ニ於ケル木材業者ノ勢力ヲ利用シ「ジョンソン」ヲ説  
得スルコト可然トノ意見ニ一致シ其実行ニ付テハ木材業者  
トシテ地方有力者タル「ドノバン」及州商業會議所会頭ニ  
シテ「ジョンソン」ノ根拠地タル「ホキアム」在住ノ有力  
者タル「フランク・ラム」等ノ如キ人物ヲ介スルコト最モ  
有効ナルヘシ等ノ意見アリタル趣ナルカ其後前記「アレキ  
サンダー」ハ「シャトル」ヲ來訪シ日本協会側ノ斡旋ニテ  
右「ラム」ニ面会本題ニ付意見ヲ交換シタルカ其際「ラ  
ム」ハ「ア」ニ対シ「ジョンソン」ハ元来「プロード・マ  
インデッド」ノ人物ニシテ排日移民法修正問題ニ付テモ決  
シテ理解ナキ次第ニアラス只選挙地盤ノ関係上從来心ニモ  
ナキ態度ヲ採リタルコトアルハ事実ナルカ若シ「タコマ」  
ヨリ同人ニ対抗スヘキ候補者ヲ出ササル保証ヲ与フルカ如  
キコト可能ナラハ本件修正運動ニ付「ジョンソン」ヲ説得  
スルコト或ハ困難ナラサルヘク何レ其内同人ハ選挙準備ノ  
カ其ノ際

### ジョンソン改正案に対するグリーンとの会談 要領

67 昭和5年5月27日 在ニュー・ヨーク澤田総領事より  
幣原外務大臣宛（電報）

ニュー・ヨーク 5月27日後発  
本 省 5月28日後着

第二七号

移民法修正問題ニ關シ本二十七日「グリーン」ト会談セル  
(1) 「グ」ハ昨二十六日華府ニ於テ其ノ学友タル國務次官ト  
会見セル處同次官ハ「ジョンソン」カ移民法改正案提出  
ノ意向アルコトヲ承知シ喜ヒ居ルモ斯ル法案ヲ提出スル  
モ万一本成功ニ終リタル場合ニハ日本ノ失望ヲ増シ近年  
折角好転シ来レル日米關係ニ幾分ニテモ暗影ヲ投スルカ  
如キコトアリテハ頗ル遺憾ナル次第二付スル法案提出ノ  
時機ニ付テハ慎重考慮ノ必要アルヘク少クトモ今期議会  
ハ重要法案輻輳シ居ル關係モアリ旁々斯ル法案ノ提出ハ  
他日ノ機会ヲ俟ツ方可然ト考ヘ居ル旨述ヘ居リタル由内  
話セルニ付

(2) (3) 「ジョンソン」ハ其ノ声明ニ付スル各方面ノ反響予想外  
ニ大ナル為頗ル当惑シ居リ國務省側ヨリノ問合ニシテ或ハ國  
務省ニ「ジョンソン」声明ノ「テキスト」アルヤモ知レ  
サルヘシトテ早速長距離電話ヲ以テ同次官ニ尋ねタル処  
「ジョンソン」ハ其ノ声明ニ付スル各方面ノ反響予想外  
ニ大ナル為頗ル当惑シ居リ國務省側ヨリノ問合ニシテ或ハ國  
務省ニ「ジョンソン」声明ノ「テキスト」アルヤモ知レ  
サルヘシトテ早速長距離電話ヲ以テ同次官ニ尋ねタル処  
新聞記者ニ話シタル為其ノ声明トシテ報道セラレタル所  
ニハ誤報ノ廉モ鮮カラス旁々新聞所報ノ同氏声明ナルモ  
ノニ付テハ余り重キヲ置カレサル様希望スト返答シ來レ  
ル次第二モアリ此ノ際關係各方面ニ於テハ本問題ニ付余  
リ騒キ立テサルコト肝要ナルヘキ旨答ヘ居リタル趣ナリ  
「グ」ハ更ニ本件ニ付テハ加州方面有志ノ運動ヲ基礎ト  
シ適當ノ時期ヲ捉ヘ議会ニ於テ必要ノ処置ヲ講セシムル  
様取計フコト肝要ニシテ之ニ対シテハ桑港「アレキサン

為帰郷スヘキニ付自分ヨリモ充分懇談シ又「ホキアム」地  
方有力選挙民ヨリ「ジョンソン」ニ宛排日移民法修正ニ尽  
力方依頼スル旨ノ書面ヲ発送スル様取計フヘキコトヲ約シ  
タル趣ナリ  
「ラム」カ果シテ右措置ヲ執リタルヤ否ヤニ付テハ其後報  
告ニ接セサル処今回「ジョンソン」ノ為シタル移民法修正  
案ニ関スル声明ハ右事情ニ何等関係アルニアラスヤト思考  
セラル  
尚「アレキサンダー」ハ現行ノ「ナショナル・オリヂン」  
ニ依ル「クオータ」法ニヨレハ日本人入国数ハ百八十五名  
トナルヘキ筈ニシテ支那人ハ百名ナリト計算シ「クオーラ」  
適用論ヲ主張シオリタル趣ニテ今回ノ「ジョンソン」  
ノ新聞ニ発表セル「百九十名」トモ何等カ関連スル所ナキ  
ヤトモ察セラル  
「ジョンソン」ノ発表セル「ステートメント」ナルモノノ  
内容尚不明篤ト検討ヲ經タル上ニアラサレハ意見立テ難シ  
ト考フ

ダー」等ノ誠意画策シ居ル通次期議会ニ移民法改訂ニ関スル請願書提出ノ方針（五月三日付機密第一五七号参考照）ヲ以テ進ムコト最モ成功ヲ期シ得ル所以ナリト考ヘ

ラルルニ付テハ差当リノ処其ノ他ノ方面へハ成ル丈声ヲ

鎮メ加州方面運動ノ発展ニ支障ナカラシムル様取計フコト大軒ナリト存セラル處日本ニ於テハ「ジョンソン」

ノ声明ヲ稍々過大視シ居ルカ如ク「タイムズ」特電ニ依レハ東京新聞論調ノ如キ余り over enthusiastic ナルヤニ認メラレ特ニ之ヲ「ヂスカレッヂ」スル要ナカラムモ前記國務次官ノ所説モアリ此ノ際關係各方面ニ於テハ世論ノ反響ヲ全ク行キ過サシメサル様努力シ只管靜カニ加州方面ニ於ケル建設的運動ノ発展ヲ待ツコトトシタシト考ヘ居ル旨語リ居リタリ

### 委細郵報

米、桑港、羅府、沙市、「ポートランド」、「ホノルル」へ  
転電セリ

68 昭和5年5月27日 在ロス・アンジエルス佐藤領事より  
幣原外務大臣宛

本問題ヲ一般討議ノ標的トナシ惡感情ヲ再燃セシムルニ過キス  
トナシ左ノ諸点ヲ各項ニ分子指摘シタリ

(一)該移民法ハ日本ニ対スル不正当ナル差別待遇ナリト称スルモ右ハ當時議会ニ於テ三ヶ月ニ亘ル慎重討議ノ結果採択セラレ右排斥条項ハ等シク全亞細亞有色人種ニ適用セラレ日本ニ対スル差別待遇ト見做スコトヲ得ス殊ニ其ノ根底ハ遠ク帰化法ニ發源スルモノニテ日本カ若シ反対スルトセハ移民法ニ対スルモノニ非スシテ帰化法ニ対スルモノナラサルヘカラス

(二)同法ハ日本人ヲ激怒セシメ且両国ノ友好關係ヲ阻害セリト称スルモ同法制定ノ當時ヲ想起スレハ歐州各國共同シク之ニ抗議シタルモノニシテ日本ノミニ非ス殊ニ日本自ラハ自國民ヲ保護スル上ニ於テ支那人ヲ排斥シ居レルニ非スヤ歐州諸國ノ抗議ハ漸次声ヲ潜メタルカ日本ハ米国ニ於ケル The Federal Council of Churches of Christ 等ノ教會及商業上ノ友人等カ同法通過阻止乃至修正運動ヲ高調シ之カ為ニ助力ヲ約シタル結果今尚同法修正ヲ断念ニ得サルモノナリ加州ニ於ケル日米人關係ハ着々良好ニ

全米貿易大会に提出した排日移民法修正に反対のマクラッチの意見書

（6月16日接受）

機密公第一〇四号

昭和五年五月二十七日

在ロスアンゼルス

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

全國貿易大会ニ於テ「マクラッチ」氏ノ提出セ

ル排日移民法修正反対意見書ニ關スル件

加州合同移民委員会幹事「ヴィー・エス・マクラッチ」氏カ當市ニ於テ開催セラレタル全國貿易大会ノ決議委員ニ對シ一九二四年移民法中ノ排日條項修正ニ反対ノ意見書ヲ提出シタル次第ハ曩ニ往電第二五号ヲ以テ報告ニ及ヒ置キタル處右意見書ノ内容ヲ查スルニ其要旨ハ

本大会ニ於ケル公式演説（「ドノヴァン」氏ノ演説ヲ指ス）等ニ於テ一九二四年移民法中日本ニ歩合ヲ許容センコトヲ米國議会ニ要請スル様本大会ノ措置ヲ促カシ居レルカ斯カル声明等ハ重大ナル事實ニ対スル誤解又ハ事情ニ通セサル結果ニシテ此種運動ハ到底成功ノ見込無ク且

向ヒツツアリテ若シスカル米人ノ執拗ナル妄動ナキニ於テハ両国間ノ惡感情ハ何日カ雲散霧消スルコト不可能ニ非ルヘシ

(三)同法ハ日米貿易ヲ阻害シ且既ニ惡影響ヲ齎ラシツツアリト称スルモ右ハ事実ニ非ス若シ両國貿易カ阻害セラレタリトセハ右ハ他ノ原因ヨリ生シタルモノニシテ移民法ノ結果ニ非ス日米貿易ノ均衡ハ常ニ日本ニ有利ニシテ同法カ日本ノ米國品購買力ヲ減少又ハ阻止セリト云フカ如キハ事実ヲ誣フルモ甚シキモノナリ責任アル日本ノ識者ハ斯カル声明ヲ否定スヘシ

四年々日本人百四十七名ノ入國ハ何等重大ナル結果ヲ齎フササルヘシト称スルモ不同化ナル亞細亞人種ノ入國ヲ阻止スルハ主義ノ問題ニシテ數ノ問題ニ非ス云々

ト論述シ居レリ  
右「マクラッチ」ノ声明書写（省略）一部添付此段報告申進ス

69 昭和5年5月28日 在米國出淵大使より  
幣原外務大臣宛（電報）

日本人移民問題に関する國務省側の意向報道

ワシントン  
本省 5月28日後着 発

第一八〇号

往電第一七九号ニ閲シ

二十六日付当地一通信ハ國務省側ノ意向ナリトシテ大要左  
ノ通伝ヘ居レリ

(一)日本移民問題カ恰モ倫敦条約ノ批准討議ニ際シ持出サレ  
タルハ偶然ノ一致ト見ルノ外ナシ

(二)移民法カ一方日本ヲ惱マシ他方國務省ノ常ニ反対セル處  
ナリシコトハ世間周知ノ事実ナルモ「ジョンソン」ノ聲  
明ハ當局ヲ一驚セシメタルカ如シ

(三)倫敦會議中日本移民問題ハ細心ニ回避セラレ日本全權ハ  
之ヲ提起セムト試ミタルコトナシ

(四)埴原大使ノ演説カ何等倫敦ニ於ケル諒解ニ由來スルモノ  
ナラサルコト明カナルカ「ジョンソン」ノ態度変更ハ米  
当局ニ於テモ喜フ処ナリ

會議ニ於テ何等カノ対価ニ供セラレタル模様ニテ埴原前  
大使演説ノ翌日「ジョンソン」ニ依リ同シ意味ノ発表ヲ

見タルハ予メ仕組マレタル如ク解セラルル處右ハ兎角ノ  
非難アル軍縮条約ニ對シ余ニ高価ナリ本問題ハ過去六年  
間満足ニ解決済ナレハ今更之ヲ盛返シテ一般民衆ノ反感  
ヲ買ハサル方得策ナリト述ベ

(五)Eresno Republicanハ「ジョンソン」ノ提案カ如何ニ  
太平洋沿岸民衆ニ迎ヘラルルヤハ即断ト許ササルモ吾人  
ハ小数日本移民ヲ氣ニ病ムニハアラテ之ニ依リ他国移民  
殺到ノ端緒タランコトヲ惧ルニアリ移民排斥ハ總テノ  
亞細亞民族ヲ対象トスルモノナルニ對シ「ジョンソン」  
ハ独リ日本人ヲ氣ニシ居レリ此ノ点不可解ナリト述ヘタ  
リ

在米大使ヘ転電シ他ノ在米各館（「ホノルル」ヲ含ム）ヘ  
郵送セリ

在サン・フランシスコ  
領事代理より  
幣原外務大臣宛（電報）

## ジョンソン声明に対する論調について

サン・フランシスコ  
本省 5月28日前着 発

第二六号

往電第二五号ニ閲シ

当方面新聞ハ「マクラッチー」ノ反対声明ヲ掲ケ別ニ「ジ  
ョンソン」ノ發表ニ對シ最近迄ニ論評ヲ加ヘタルモノ左ノ  
通

(一)桑港「クロニクル」ハ日本移民禁止ニ際シ米国ハ甚シク  
方法ヲ誤リ不必要ニ隣国ノ自尊心ヲ傷ケタリ一年間百九  
十ノ日本移民ハ米国ノ脅威トナラス此ノ意味ニ於テ「ジ  
ョンソン」今次ニ提案ハ寧ロ当然ノ措置ト云フヘク而モ  
右ハ一九二四年議会カ感情昂奮セル一部煽動政治家ノ策  
動ヲ却テ正当判断ヲ誤ラサリシニ於テハ當時既ニ解決シ  
得ヘカリシモノナリト述ベ

(二)Sacramento Beeハ移民問題ニ閲シ日本カ米国ヲ攻撃  
シ英國ニ叩頭シ居ルハ不可解ナリ而モ本問題解決ハ倫敦

本省 5月28日後発

第九七号

貴電第一七七号ニ閲シ

「ジョンソン」ノ改正案ハ移民法ニ何等カノ変更ヲ加ヘ事  
實日本移民ノ入國ヲ可能ナラシムヘキモノナルヘシトハ思  
考セラルルモ貴電紐育「タイムズ」記事ノミニ依レハ右ハ  
単ニ從来日本ニ与ヘ居レル「クオータ」百名ヲ現行「ナシ  
ヨナル・オリヂン」計算法ニ依ル「クオータ」百八十五名  
乃至百九十名トシ移民法第十三条ハ其儘トナサムトスルモ  
ノノ如クニモ解セラレ果シテ然ラハ日本ハ依然一種ノ「ノ  
ミナル・クオータ」ヲ割当ラルルニ過キス帰化不能外国人  
トシテ今日同様入國ヲ制限セラルル次第ニテ何等意義ヲ為  
ササルモノト思考セラルル處本邦ニ於テハ「ジョンソン」  
声明ニ對シ一般輿論ハ差別待遇撤去ノ改正追テ成立スルモ  
ノトシテ歡迎ノ意ヲ表シ居ル有様ナルニ付此際相當機微ノ  
注意ヲ要スル義ナカラ「ジョンソン」ノ改正計画ノ真相ハ  
至急可然御探聞ノ上情報入手次第電報アリタシ

本大臣ノ訓令トシテ紐育總領事及沿岸各領事ニ転電アリタ  
シ

72 昭和5年5月28日

在サン・フランシスコ金子總領事代  
理より  
幣原外務大臣宛（電報）

**マクラッチ、ジョンソン等の移民法改正案に  
対するアレキサンダー、シャーレンバーグ等  
の内話**

サン・フランシスコ 5月28日後発  
本 省 5月29日前着

第二七号

二十七日小官「アレキサンダー」ト懇談ノ際移民問題ニ関シ同氏ハ左ノ通内話シタリ

一、羅府貿易大会ニ於テ「マクラッチ」ハ代表間ニ執拗ニ付纏ヒ意見書ヲ配付シタルモ殆ト対手ニセラレス結局移民問題ハ順調ニ進行シ会議全体ノ決議中ニ現ハレタル外別ニ沿岸商業會議所代表ハ各處ノ排日移民法修正決議ヲ別個ニ議会ヘ提出スルコトニ取極メ「シアトル」及「ポートランド」ノ両處ハ既ニ各々既決ノ決議ヲ其ノ儘提出スヘク羅府商議ハ直ニ決議ヲ為スコトニナリ桑港商議ハ來週理事会ニ付議セラル筈ニシテ内容ハ多分「ジ

ヨンソン」提案ニ賛成スト言フニ在ルヘシ（斯クスル方目下ノ情勢ニ投合スヘシト付言セリ）  
二、加州移民委員中「マ」ノミ強情ナルモ自分等ハ漸次彼ヲ孤立セシムルコトニ努メ檢事総長「ウエブ」、「シャーレンバーグ」其他「リージョン」、「ネーチーブ・サン」等ノ幹部ニ対シテハ既ニ手ヲ廻シ又ハ其ノ段取トナリ居リ將又「ショートリッヂ」ハ大統領派ナレハ殆ト問題ナク「ハイラム・ジョンソン」トテモ当方ノ言分ヲ聞入ルル義理合ヲ有ス

三、「アルバート・ジョンソン」ニ付テモ背後ノ有力者ヲ通シ内々諒解ヲ進メツツアリシ次第ナルカ埴原前大使ノ演説ニ引摺ラレテ躁急ニ進ミ過キタル觀アルモ斯クナリタル以上我々同志ハ結束シテ進ムヨリ外ナカラ

四、「ハースト」トモ大体ノ諒解ヲ取付ケアル次第ナレハ同系新聞ハ今次ノ問題等ニ付余り蒸立テテ書立テサル筈小官ハ更ニ「シャーレンバーグ」ヲ訪レ其レトナク意見ヲ叩キタル処

一、「ジョンソン」ノ発表ハ自分モ意外トスル処ニシテ其ノ動機並ニ他ノ亞細亞人トノ關係如何カ見当付カサルニ

付明二十八日連合委員ノ会合ニテ右ノ内容調査其ノ他今後ノ対策ヲ協議スル筈

在紐育

機密第一七九号  
昭和五年五月二十八日  
(6月24日接受)

総領事 澤田 節藏 (印)

外務大臣男爵 幣原 嘉重郎殿

移民法修正ニ関スル下院移民委員長「ジョンソン」ノ声明ニ関シ「グリーン」トノ会談報告ノ件

移民法修正問題ニ關シ五月二十七日本官「グリーン」トノ会談要領ハ往電第二七号ヲ以テ不取敢電報シ置キタルカ同日ノ会談中ニハ未報ノ箇所モアリ右茲ニ補足追報ス

一、「グリーン」ハ「アルバート・ジョンソン」ハ左程大シタル人物ニハアラサルモ兎ニ角當國下院移民委員長ノ地位ニ在リ少クトモ同委員間ノ意見ヲ纏メ得ル丈ケノ勢力ハ有スルモノト認メラルルヲ以テ同人力移民法修正ノ意向アルコトヲ發表セルコトハ極メテ喜フヘキ傾向ト云フ

ヘク自分ノ学友タル「コットン」國務次官モ本月二十六日華府ニ於テ会見ノ節同様「ジョンソン」ノ声明ヲ喜ヒ居レリ唯同次官ノ考トシテハ斯カル法案ヲ提出シ万一本成功ノ場合ハ却テ日米関係ニ悪影響ヲ及ホス慮アルニ付

73 昭和5年5月28日 在ユニー・ヨーク澤田總領事より  
幣原外務大臣宛

**ジョンソン声明に対するグリーンとの会談要領  
詳報**

之カ提出ハ周囲各方面ノ事情ヨリ考察シ一旦提出ノ上ハ必ス通過ノ見込確カナル時機ヲ選フノ要アルカ今期議会ハ關稅問題、倫敦海軍條約其他多數重要案件輻輳シ居ル関係モアリ且ツ議會ハ一昨年冬以来殆ント絶間ナク引続キ居リ議員連中モ実ニ疲労困憊シ居ル実情ニ付斯ル時機ニ於テ移民法修正法案ヲ提出スルモ固ヨリ直チニ通過ノ見込立チ難カルヘキニ付テハ寧ロ此際當国各方面有志ニ於テ目下考慮計画中ナル運動ノ進展ヲ計リ各方面ニ於ケル斯ル空氣ノ飽和スルヲ待ツテ一氣ニ該法案ヲ提出スルコトトスル方可然トノ趣旨ナル由内話セリ

二、依ツテ本官ヨリ在米大使發閣下宛往電第一七七号「タイムズ」所報「ジョンソン」声明ノ後段ヲ指摘シ「ジョンソン」ノ考慮シ居ル移民法修正ノ真體不明ナルコトヲ述ヘ此ノ点ニ関シ何等聞込ミニノ点アリヤト尋ネタル処「グリーン」ハ新聞紙ノ報道セル「帰化不能ノ日本人ハ依然排斥スルモノナリ」云々ノ点ハ恐ラク記者ノ誤報ニ出テタルモノト察セラル尤モ「ジョンソン」ニ於テハ未タ該修正法案ノ明文ヲ作製シ居ル次第ニモ非ルヘク從ツテ正確ナルコトハ突止メ難カルヘキモ兎ニ角一九二四年

シテ将来ヨリ予テ自分等ノ希望シ来レル如キ方針ニ依ル運動成熟シ議会ノ問題トセラレタル場合ニハ「ジョンソン」モ之ニ反対シ得サルコトトナルヘク旁々以テ同人今回ノ声明ハ悪ルキ傾向ニ非スト考ヘ居ル次第ナリト述ヘタリ

三、尚ホ「グリーン」ハ上院ノ事情ニ鑑ミ此際吾々トシテハ「ジョンソン」声明ニ付外部ヨリ何等験立テスルコトナク同声明ニ依リ作ラレタル輿論ノ波紋ハ靜カニ之レヲ過キ去ラシメ他方内々予テヨリ「アレキサンダー」等其他沿岸方面有志ノ誠意画策シ居レル移民法改訂ニ関スル請願書提出ノ方針（五月三日付機密第一五七号参照）ヲ以テ進ムコト最モ事ノ成功ヲ期シ得ル所以ナリト考ヘラルルニ付テハ差当リノ所其他ノ方面ニ於テハ暫ク沈黙ヲ守リ沿岸各地方運動ノ發展ニ支障ナカラシムル様取計フコト大切ナリト述ヘタルニ付本官ハ日本ヘノ新聞電報ハ「ジョンソン」声明トシテ「タイムズ」等ニ報道セラルタル同氏ノ腹案ナルモノノ全部ヲ伝ヘス单ニ同氏カ歐洲方面ヨリノ移民同様日本人ニモ「クオータ」ヲ適用スル様移民法修正法案ヲ提出スヘキ意向ヲ發表セルコトノミ

ノ移民法中日本人排斥ノ条項ヲ何ントカ訂正セントスルノ考ヲ有スルモノナルヘシト推察セラルル次第ニシテ前記本官指摘ノ一項ニ就テハ國務次官ト会談ノ際モ別ニ言及スル所ナカリシ次第ナルカ或ハ國務省ニハ「ジョンソン」声明ノ「テキスト」アルヤモ知レサルヘシトテ早速長距離電話ヲ以テ同次官ニ尋ネタル處國務省ニハ「ジョンソン」声明トシテ紐育「タイムズ」等ニ報道セラレタル所ニハ誤報ノ廉少カラス旁々新聞所報自分ノ所報ナルモノニ付テハ此際余リ重キヲ置カレサル様希望ストテ頗ル尻込ノ態度ヲ示シ其真意ヲ語ラス却テ各方面ノ反響大ナル為メ頗ル当惑シ居ル様子ナルニ付此上ハ本件ニ付キ外部ヨリ余リ験立セサルコト肝要ナルヘキ旨答ヘタル趣ナリ依テ「グリーン」ハ事情斯クノ如クニシテ今日トナリテハ「ジョンソン」ヲシテ其意中ヲ語ラシムルコトハ可ナリ困難ナルヘキカ既ニ彼トシテモ兎ニ角移民法修正ノ意アルコトヲ声明シ其態度ヲ「コミット」セルコトハ事実ニ

ヲ電報セルニ非スヤト推察セラル之レカ為メニヤ五月二十五日ノ「タイムズ」特電ハ Tokio is Jubilant at Alien Proposal トノ表題ノ下ニ本邦各新聞紙カ筆ヲ揃ヘテ同氏ノ声明ヲ迎ヘ遠カラス同移民法ノ修正実現セラルルカ如ク予想シ居ル旨ヲ報道シ日本ニテハ頗ル喜ヒ居モノト察セラルル処事実「ジョンソン」修正案ナルモノノ真體モ明カナラス且ツ愈々修正法案議会ニ提出セラレタリトスルモ其成否未タ明カナラサル此ノ際日本一般ニ対シ余リ大ナル期待ヲ懷カシムルコトハ慎マサルヘカラサルコトト存スル旨述ヘタル処

四、「グリーン」ハ本官ノ意見ニ同感ヲ表シタル上前記沿

岸地方ニ於テ計画中ナル「アレキサンダー」等ノ復案成功シ請願書愈々議会ニ提出セラルルコトトナリタル場合ニハ當國其他ノ方面ニ於ケル輿論亦必ス之ヲ支援スルヘク形勢斯ク迄進展スルニ至ラハ議會トシテモ必ス適當ノ处置ヲ講スルコト予想ニ難カラススクリシテ結局本件最終ノ成功ヲ期シ得ルナラント考ヘ居ル次第ナルニ付テハ前述ノ通り此際余リ外部ヨリ験立テスルコトナク只管沿岸方面ノ計画ノ建設的發展ヲ待ツコト可然ト認メラル

現ニ過日羅府ニ於テ開催ノ全國貿易會議ノ際「シヤトル」方面ノモノヨリハ之ノ議会ニ於テ是非一旗挙クルコト可然トナシ強硬ナル文句ヨリナル決議文ヲ通過セシメ之レヲ基礎トシテ改訂運動ノ成果ヲ挙ケタシトシテ色々画策スル所アリ（同決議原案文ナリトテ「グリーン」）ノ内示セルモノヲ取急キ一読セルニ余程長文ノモノニシテ太平洋商業發展ノ根本義ヨリ説キ起シ移民法中排日条項存在ハ日米間貿易ノ發展ヲ阻止スルコト甚タシキヲ以テ一ツハ國際商業ノ發展ヲ計ル為メ一ツハ國際親善增進ノ為メ速カニ移民法ヲ改訂シ日本人ニ歐州移民同様「クオータ」ヲ適用スルコトトナス様直ニ政府ニ於テ適當ノ処置ヲ講セラレタシ云々ト述ヘ居リタリ）然レトモ今直チニ斯カル決議文ヲ通過セシムルトスルモ各方面ノ状勢ニ顧ミ直ニ其成功ヲ期シ得ヘキヤ懸念セラルルコトモアリ此ノ際ノ場合ハ余リ行キ過ぎサル程度ニ止メ置ク方可然トテ過般「アレキサンダー」來紐ノ節モ種々協議ノ上沙市方面ノ同志ヲ満足セシムル為メ同會議ニ於テ本件ニ関シ何等申合セヲナスコトアリトスルモ上記ノ如キ決議文ノ採用ハ之レヲ見合セシメルコトトシ過日「アレキサン

ダ」カ本官ニ内話セシ（五月十六日付機密第一六八号参照）程度ノコトニ止メシメタル次第ニシテ同貿易會議ノ経過モ大体是等話シ合ノ方針ニテ進ミ結構ノコトナリト存シ居ル處ナリ從ツテ今回埴原氏ノ東京ニ於ケル演説ノ如キハ敢テ本件運動ニ支障アリシトハ云ヘサルモ其結果ヨリ觀テ必スシモ時機ヲ得タルモノトハ云ヒ難カルヘク且ツ日本ニ於テハ「ジョンソン」声明ヲ稍々過大視シン新聞論調ノ如キ余リOver-enthusiasticナルヤニ認メラルルカスクノ如キハ特ニ之ヲ「デスカレッヂ」スルノ要ナカラムモ差当リノ処各方面輿論ノ反響ヲ余リ行過サシメ他日ノ失望ヲ招クカ如キコト無之様努ムルコト肝要ナルヘシト述ヘ居リタリ

五、尚ホ余談トシテ本官ト當國政界最近ノ傾向ニ闇シ本官ノ接觸セル各方面ノ人々ノ意見並新聞雜誌記事等ヲ綜合スルニ一般施政ニ闇シ「フーバー」大統領ニ対スル不満ノ声相當高ク議會方面ニ於テハ予テ同大統領ニ好意ヲ寄セタル上下両院議員中ニモ昨今之レニ離反ノ態度ヲ示シ時ニ或ハ反対党議員等ト一所ニナリ事ノ是非ヲ論セス苟クモ大統領ノ提倡ニ係ル問題ハ何事モ之ニ難癖ヲ付ケム

トスルノ傾向アルカ如ク從ツテ大統領モ議会ノ操縱ノ意ノ如ク行カス為メニ其經倫モ充分之ヲ行ヒ得サルカ如キ形勢トナリツツアルニ非スヤト認メラル処本件移民法修正ノ問題ハ昨今各方面ノ尽力ニ依リ頗ル好転シ貴意ニ依ルモ沿岸地方計画中ノ策動ハ結局予期ノ成果ヲ結ヒ得ルノ可能性有之趣ニテ右ハ極メテ喜フヘキコトト云フヘク之ニハ大統領始メ行政部トシテモ何等異存ナキノミナラス却テ其實現方ニ関シ充分支援アルコトト察セラルルカ上記大統領ト議會トノ関係ニ鑑ミ本件実現方大統領ニ於テ希望シ居ルモノナルコト知レタル場合ハ只大統領ニ反対セムカ為メニ之ニモ反対ノ態度ヲ示シ本件ニ関スル法案提出ノ場合万一之レカ通過ヲ防クルカ如キ形勢ヲ馴致スルコトナカルヘキヤト述ヘタル处「グリーン」ハ當國政界昨今ノ推移ニ関スル本官ノ觀測ハ自分モ同感ニ存ス現ニ上院議員「ハイラム・ジョンソン」等ハ極端過ルト思フ程「フーバー」ヲ嫌ヒ居リ上院ト大統領間ノ溝渠ヲ漸次ニ拡大シツツアリ從ツテ移民法修正問題ニ関連シ大統領及議會ノ関係ニ付キ本官懸念ノ義モ誠ニ尤モノ事ニテ現ニ前記國務次官トノ会談ノ際ニモ右ノ点ヲモ話シ

右往電第二七号補足旁々報告

本信写送付先 在米大使、桑港、「シヤトル」、「ロスアンゼルス」、「ポートランド」及「ホノルル」

各領事

## ジョンソン声明の真意につき同人の所見報告

ワシントン 5月29日後発  
本 省 5月30日後着

第一八六号  
貴電第七九号ニ閲シ

本件ニ関シ今日迄知り得タル處左ノ通

一、「ジョンソン」声明ノ翌日（二十四日）一日日本新聞記者カ彼ノ声明ニ閲シ会見ヲ求メタル處此ノ一两年来日本ヲ訪問シタル米人有力者ハ何レモ移民法改正ノ必要ヲ説キ居リ殊ニ華盛頓州ニ於テハ「ドノバン」、「グリップス」、「ラム」等ノ有力者ヨリ自分ニ対シ熱心勧説ノ次第モアリ自分トシテモ予テ本問題ヲ考慮シ意見表示ノ時期ヲ待チ居リタル處偶々埴原大使演説ノ通信ヲ見急ニ昨日ノ「ステートメント」ヲナシタル次第ニシテ未タ具体案ヲ有スル訳ニハ非スト語リタル趣ナルカ「ジョンソン」カ今回ノ声明ヲナスニ至レル事情ニ閲シテハ其ノ他ノ方

面ヨリ得タル情報モ略々同様ニシテ要スルニ最近彼ノ選挙区地方ニ於ケル情勢ノ変化ニモ顧ミ今秋ノ選挙ヲ控フル等ノ関係ヨリ此ノ機会ヲ捉ヘ一石ヲ投シテ暫ク周囲ノ反響ヲ探ラント欲シタルモノニハ非スヤト察セラル  
二、「ジョンソン」ノ腹案ノ何タルヤニ閲シテハ彼ノ最初ノ声明並ニ其ノ後ノ説明トシテ新聞ニ伝ハル所区々シテ真意ヲ補足シ能ハサルニ付今二十九日予テ彼ト知合ノ河上ヲシテ直接「ジョンソン」ニ会見シ其ノ意向ヲ尋ネシメタル處最近ハ具体的説明ヲ回避スルノ風アリタルモ移民法第十三条トノ関係ヲ如何ニナサント欲スルヤト突込ミ質問シタルニ対シ第十三条帰化不能外人ハ入国セシメサルノ原則ハ之ヲ動カスコトナク例外トシテ幾分入國ヲ認メントスル趣旨ニテ例へハ第四条(a)ノ場合ノ如ク米国生ノ日系青年カ日本人ノ女子ト結婚シタル場合ニハ現行法ノ下ニテハ妻トシテ入国ヲ許サレサル不便アリ此ノ種ノ問題ヲ研究セラルレハ自分ノ考慮シ居ル所モ思ヒ当タルヘシト答へ今日ノ處之以上説明シ得サルモ自分ハ七月初メ華盛頓州ニ帰ルニ先立チ「フォミュラ」ヲ作成シ書簡ヲ付シテ上下両院議員ニ配布シ其ノ意見ヲ徵シタル

上次期議会ニ提案スル所存ナリト述ヘタル趣ナリ尚「ジョンソン」ハ河上ニ対シ二週間後ニ至ラハ具体案ヲ示シ得ヘシト付言セル由

三、尚河上ヨリノ質問ニ対シ「ジョンソン」ハ今回ノ声明ニ先立チ大統領、國務長官等ト打合セタルコトナク又「リード」等トモ話合ヒタルコトナキヲ答へ但シ間接ニ聞ク處ニ依レハ

自分ノ「ステートメント」ニ対シ大統領、國務長官ハ喜ヒ居ル趣ニテ「リード」モ恐ラク賛同スヘク想像セラルト述ヘ居ル趣ナリ又選挙区方面ニ於ケル反響如何ト尋不

タルニ対シテハ多數ノ電報ヲ示シ大体何レモ賛成ノ意ヲ示シ來レルカ労働党方面ヨリハ未タ何等意見ノ回示ナシト答ヘタル趣ナリ

四、河上カ右会談ニ依リ得タル印象ニ依レハ「ジョンソン」ハ帰化不能外国人ハ入国セシメストノ原則ハ之ヲ動カササルノ考タケハ定マリ居リタルモ具体的ニ如何ナル

方法ヲ採ルヘキヤニ付未タ確タル考ナク一方選挙区ニ於ケル実業家ノ他有力者ノ改正要求ニ対シテモ相当満足ヲ与フル必要ニ迫ラレ居ル關係モアリ當分明確ナル言葉

## 所見

ニューヨーク 5月30日後発  
在ニュー・ヨーク澤田總領事より  
幣原外務大臣宛（電報）

## 第二八号

在米大使宛貴電第九七号ニ閲シ

「ジョンソン」改正案真相突止メノ為過日來特ニ華府出張中ノ「ギュウリック」博士帰來セルニ付本三十一日会見セルカ其ノ際同博士ノ内話左ノ通  
カーシャム」其ノ他ノ友人及新聞記者等ヲ通シ「ジ」ノ意自分ハ其ノ立場上「ジ」トノ直接会見ハ之ヲ避ケ「ウイツ

顧ミテカ是等ノ筋ヨリノ問合セニ対シ明答ヲ避ケ居リ從テ充分其ノ真意ヲ突止ムルコト出来難カリシモノ各方面ヨリ情報ヲ総合スルニ大体ニ於テ同人ハ移民法改定ニ関スル當国各方面殊ニ太平洋沿岸地方輿論最近ノ傾向ニ顧ミ次期議会ニ移民法修正案提出ノ意向アルコトハ確カナリ而シテ目下ノ處其ノ内容トシテ考ヘ居ル處ハ現行法上ノ日本人排斥条項ヲ除去セントスルモノニ非ス唯日本生レノモノニシテ帰化可能ナルモノ又ハ米国生レノ日本系男子ニ結婚スル日本婦人ノ如キヲ「クオータ」ニ依リ入國ヲ許スコトニセントノ腹案ヲ有スルモノナラント推断セラレタリ果シテ然ラハ自分等ノ予テ考ヘ来レル改定案ニ遠サカルコト大ニシテ失望セシ次第ナルカ元来「ジ」ハ意見ノ変り易キ感情的ノ人物ナルヲ以テアテニハシ難キモ下院移民委員長トシテ移民法改定ノ意向アルコトヲ明カニ發表セル以上今後外部ヨリ自分共予テノ考案ニ合スル改定運動成熟シ議会ノ問題トナル場合ニハ結局彼モ之ニ反対シ得サルベシト想察セラレ旁云々

尚当地方ニ於テモ過日「ジョンソン」声明中 在米大使発大(2)

今回彼ノ態度表明ハ兎ニ角結構ナル傾向ナリト思考セラル

76 昭和5年5月31日 在米国出淵大使より  
幣原外務大臣宛(電報)

尚当地方ニ於テモ過日「ジョンソン」声明中 在米大使発大(2)

「ジョンソン」カ今ニモ日本人ニ「クオータ」適用ノ趣旨ヲ以テ移民法ヲ改定セントスルモノナリト早合点セル如ク現ニ当地「ジャパン・ソサイエチ」ニ対シ同人ノ声明ニ呼応シ適當ノ処置ヲ講スル様懇惒シ来レルモノモアリ又 Foreign Policy Association モ本件ニ関スル「パンフレット」発表ノ意向アル旨聞込ミタルカ「ジョンソン」ノ趣旨下ノ処不確カナルノミナラス「ギ」博士内報ノ如クンハ右ハ當方ニ満足ヲ与フルモノニ非ス旁往電第二七号「グリーン」ノ意見モアリ此ノ際輕挙騒キ立テスヘキ場合ニ非ス依テ「グリーン」トモ打合セノ上是等ノ団体ニ対シテハ目下ノ場合何等表立ツ如キ処置ニ出テサル様勸奨シ置ケリ米、桑港、「ロサンゼルス」、「シヤトル」、「ポートランド」、「ホノルル」へ転電セリ

臣宛往電第一七七号「タイムズ」ニ発表セラレタルモノノ後段ノ点ニ留意セルモノ少ク多数ハ其ノ前段ノミヲ見テ「ジョンソン」カ今ニモ日本人ニ「クオータ」適用ノ趣旨ヲ以テ移民法ヲ改定セントスルモノナリト早合点セル如ク現ニ当地「ジャパン・ソサイエチ」ニ対シ同人ノ声明ニ呼応シ適當ノ処置ヲ講スル様懇惒シ来レルモノモアリ又 Foreign Policy Association モ本件ニ関スル「パンフレット」発表ノ意向アル旨聞込ミタルカ「ジョンソン」ノ趣旨下ノ処不確カナルノミナラス「ギ」博士内報ノ如クンハ右ハ當方ニ満足ヲ与フルモノニ非ス旁往電第二七号「グリーン」ノ意見モアリ此ノ際輕挙騒キ立テスヘキ場合ニ非ス依テ「グリーン」トモ打合セノ上是等ノ団体ニ対シテハ目下ノ場合何等表立ツ如キ処置ニ出テサル様勸奨シ置ケリ米、桑港、「ロサンゼルス」、「シヤトル」、「ポートランド」、「ホノルル」へ転電セリ

臣宛往電第一七七号「タイムズ」ニ発表セラレタルモノノ後段ノ点ニ留意セルモノ少ク多数ハ其ノ前段ノミヲ見テ「ジョンソン」カ今ニモ日本人ニ「クオータ」適用ノ趣旨ヲ以テ移民法ヲ改定セントスルモノナリト早合点セル如ク現ニ当地「ジャパン・ソサイエチ」ニ対シ同人ノ声明ニ呼応シ適當ノ処置ヲ講スル様懇惒シ来レルモノモアリ又 Foreign Policy Association モ本件ニ関スル「パンフレット」発表ノ意向アル旨聞込ミタルカ「ジョンソン」ノ趣旨下ノ処不確カナルノミナラス「ギ」博士内報ノ如クンハ右ハ當方ニ満足ヲ与フルモノニ非ス旁往電第二七号「グリーン」ノ意見モアリ此ノ際輕挙騒キ立テスヘキ場合ニ非ス依テ「グリーン」トモ打合セノ上是等ノ団体ニ対シテハ目下ノ場合何等表立ツ如キ処置ニ出テサル様勸奨シ置ケリ米、桑港、「ロサンゼルス」、「シヤトル」、「ポートランド」、「ホノルル」へ転電セリ

In due time, after certain immigration legislation has been disposed of, I expect to move for amendment to the 1924 Act that will give Japan its proportionate quota.

This would end the feeling that has existed in connection with that phase of the 1924 Act.

I am of the opinion that the House and the Senate will accept the amendment.

Mr. Johnson said that the amendment will not affect the integrity of the 1924 Act.

~~~~~

77 昭和5年6月4日 在ニヨー・ヨーク澤田總領事より  
幣原外務大臣宛（電報）

ジョンソン提案に関するグリーンの内話

二ヨー・ヨーク 6月4日後発  
本 省 6月5日後着

第三〇号

昨日「グリーン」ト会談ノ機会ヲ以テ「ジョンソン」ノ

意向ニ就キ過日來當方ニ集マレル情報ノ要領ヲ内話シ結局

「ジョンソン」ハ其ノ選舉區ニ於ケル実業家ト労働者トノ

中間ニ立チ双方ニ都合ヨキ態度ヲ示シ選舉ノ際自己ノ立場

ヲ有利ナラシメントノ魂胆ナランカト察セラル旨述ヘタ

ル処「グリーン」ハ先日來「アレキサンダー」ト種々通信

ヲ往復セルカ「ジョンソン」日下ノ考ハ當方推察ノ通ナラ

ント認メラレ旁本朝接受セル「アレキサンダー」ヨリノ書

面ニ依レハ同人ハ「ジョンソン」ノ帰省ヲ待チ「ドノバ

ン」ヲシテ出來得ル限り自分共希望ノ立場ヲ取ル様「ジョ

ンソン」ヲ説カシムルト共ニ他方「シャーレンバーグ」ヲ

シテ今夏華盛頓州各地ニ於ケル労働團体ニ京都會議ヲ中心

トセル講演ヲ為サシメ以テ之等労働團体モ将来自分共ノ立

場ヲ支持スルコトナリ得ル様仕向ケタシト考ヘ彼此計画

シ居ルトノコトナリ尤モ「シャーレンバーグ」ハ元来臆病

ナル男ニ付果シテ此ノ計画成功スヘキヤ疑問ナキニアラサ

ルモ「アレキサンダー」ハ万事ニ堅実ニシテ頼リトナル人

ニ付同人ヲ信頼シ出来得ル丈ノコトハ充分之ヲ試ミタク

種々焦慮シ居ル旨語り居リタリ

在米大使、桑港、羅府、沙市、「ポートランド」ヘ転電セ

リ

78 昭和5年6月12日 在米國出淵大使より  
幣原外務大臣宛（電報）

移民法改正問題の状況並びに今後の対応振りに  
関する澤田、若杉両總領事との懇談について

ワシントン 6月12日後発  
本 省 6月13日後着

第一〇五号

ク緩和セラレ渡米ノ能否ハ主トシテ米國領事ノ裁量ニ依

リテ決定セラル実情ニアルモノ如ク

其ノ結果最近屢一時の旅行者ヲ装ヒ不正入國ヲ企図シ又

ハ不良ノ目的ヲ以テ渡來セルコト發覺セル事實アリスル

事態頻發スルニ於テハ必スヤ排日家連ノ利用スル所トナ

ルヘキノミナラス一般米人ノ間ニ折角醸成セラレツツア

ル対日好感ヲ覆ス結果トナルヘシト懸念セラル就テハ好

マシカラサル分子渡米ノ場合ニハ實況ヲ具シテ本省ノ考

量ヲ促スト共ニ新渡航者ニ付テハ出來得ル限りノ方法ニ

依リ身分ヲ取調ヘ若シ不良者ヲ發見シタル時ハ必要ニ應

シ米國官憲ノ協力ヲ求メ容赦ナク彼等ヲ送還スルノ手続

ヲ執ルコト

在米各領事、「ホノルル」ヘ転電セリ

(1) 若杉總領事桑港赴任ノ途次当地立寄ヲ機トシ澤田總領事ヲ  
モ招キ移民法排日条項修正問題最近ノ状勢並ニ本使カ沿岸  
地方旅行ノ際見聞シタル実況ニ付キ懇談ヲ遂ケ不敢左記  
事項ニ付注意ヲ与ヘ置キタリ

(2) 昨今移民法修正問題ニ関スル當国各方面ノ空氣ノ著シク  
良好ニ向ヒツアルモ「マクラッチ」一派ハ依然強硬  
ナル反対態度ヲ取り容易ニ緩和ノ模様ナキニ付日本側ニ  
於テ最近ノ形勢ヲ樂觀シ輕々シク氣勢ヲ示スカ如キコト  
アラハ自然反対者側ノ感情ヲ刺戟シ事態ヲ紛糾セシムル  
虞ナキニアラス

從テ此ノ際慎重冷静ナル態度ヲ持シ重立チタル行動ハ勿  
論排日家連ノ意向ヲ立入ツテ詮索スルカ如キコトモ一切  
差控フルト共ニ夫レト無ク「マクラッチ」一派トノ接  
触ヲ持続シ徐ニ彼等究極ノ所存ヲ探リ隨時本省及當方ニ  
郵報スルコト

尚米國側ニ於テモ本問題ヲ無造作ニ取扱ヒ往々輕卒ナル  
言動ニ出ソル向モ鮮カラサルニ付此ノ種米人ト接触ノ際

ニハ適宜舵ヲ取ル様特ニ留意スヘキコト  
(2) 排日移民法実施以來我国ニ於ケル対米旅券發給手續著シ

埴原演説の動機につき照会

79 昭和5年6月14日 在米國出淵大使より  
幣原外務大臣宛（電報）

本 省 6月14日 着 発

(館長符号)

次官へ

「キヤツスル」送別会ニ於ケル埴原氏ノ演説ハ予メ大臣及老兄ノ諒解ヲ得タルモノナリトノ新聞通信伝ハリ居ルト共ニ國務省ノ一部ニテハ右ハ埴原「キヤ」打合セノ結果ナルヘクト想像シ居ル向モアルニ付御面倒ナカラ埴原氏ニ於テ殊更右ノ演説ヲナスニ至リタル動機ニ付老兄限りノ御見込腹藏ナク電報願度シ

尚往電第一三八号ニ閲シ大臣ヨリ「キヤ」ニ内話セラレタルヤ併セテ電報ヲ請フ

80 昭和5年6月17日 （幣原外務大臣より  
在米国出淵大使宛（電報））

**埴原演説並びにキヤツスル駐日米国大使の  
幣原外相への離任挨拶の模様について**

本 省 6月17日後発

第一〇九号（極秘）

吉田次官ヨリ

一、埴原氏ハ「ベーテー」博士ニ字句ノ修正ヲ依頼スル為

送別会ノ当日演説ノ草稿ヲ情報部へ送越サレタルカ内容聊謂ヒ過キノ嫌アルヤニ認メラレタルヲ以テ白鳥書記官ノ計ヒニテ大臣ノ内覽ニ供シタル處大臣モ白鳥ト感ヲ同ウセラレタルカ強イテ差止ムルモ如何ト思ハレ其儘ニセラタリ埴原氏カ草稿ヲ送越サレタルハ前頭ノ通「べ」博士ニ字句修正依頼ノ為ニテ其内容ニ付外務省側ノ了解ヲ取付ケントセラレタル次第ニハ非ス又白鳥ハ「エー・ピー」ノ「バップ」ニ対シ埴原氏カ送別会ニ於テ移民問題ニ付演説セラルル筈ナル旨ヲ話シ置キタル由ナルカ斯クセハ「カツスル」ハ「バ」ヨリ自然之ヲ伝聞シ埴原氏ノ演説ニ依リテ「サー・プライズ」サレサルヘシト白鳥ニ於テ考ヘタルカ故ナリ從又「カツスル」ハ埴原氏カ移民問題ニ付演述スルコトアルヘシト予期セルコトノアルヘキモ本件演説ニ付「カツスル」埴原両氏ノ間ニ打合セアリタル様ノコトハ絶対ニ無シト信ス将又埴原氏演説ノ動機ハ深クハ承知セサルモ徳川会頭ニ於テ送別会ノ席上埴原氏ヨリ一場ノ挨拶ヲ為サンコトヲ希望セラレタルニ依ルモノナルヘシ

二、貴電末尾ニ閲シ「カツスル」ハ離任ノ二日前幣原大臣

ヲ來訪シタル際先方ヨリ進シテ移民問題ニ言及シ米国移民法ノ不公正ナルコトヲ謂ヒ本問題ニ對シテハ米国各方面ニ於テ漸次理解シ来り居ルヲ以テヤカテ満足ナル解決ヲ見ルヘシト思考スル処 manual labor ヲ除キタル日本

人ニ対シ白人國ノ者ト同等ノ取扱ヲ与フヘシトノ說ヲナスモノアリスル筋合ノ解決案ナレハ今日ト雖解決ノ途ア

ルヘシ貴見如何ト述ヘタルニ付大臣ハ白人國ノ manual labor ヘ米國入國ヲ許容セラルニ拘ラス我ニハ之ヲ許サレストセハ之レ差別待遇ナルヲ以テ manual labor 除外ハ不可ナリ我方ノ重視スル所ハ差別待遇ノ除去ニ存ス

ト応セラレタル処「カ」ハ誠ニ然リト之ヲ肯定シ移民問題解決ノ機運ハ漸次熟シツツアルモ兎ニ角周到ノ用意ヲ以テ徐々ニ之ニ臨ム必要アリト述ヘ居リタル趣ナリ尚「カ」ハ其際「フーグア」大統領ハ「カ」カ重要ナル政策問題ニ付自己ヲ補佐センコトヲ希望シ居ルヲ以テ華府ニ於テ東京在勤中得タル日本ニ閲スル智識ヲ以テ「フ」ノ政策ヲ日本ノ為有利ニ導キ得ヘキヲ確信シ居ル如キ口吻ヲ漏シ居リタル趣ナリ

81 昭和5年6月24日 （在米国出淵大使より  
幣原外務大臣宛）

**ジョンソンの提出した移民法修正案の概要**

普通公第三六五号

昭和五年六月二十四日

在米国

特命全権大使 出淵 勝次（印）

（7月23日接受）

外務大臣男爵 壁原 喜重郎殿  
各国移民ノ歩合半減ニ閲スル「ジョンソン」法案  
提出ニ閲シ報告ノ件

下院移民委員長「ジョンソン」ハ六月二十三日本年七月一日ヨリ開始ノ会計年度ニ於テ現在ノ各国移民歩合ヲ半減セントスル法案（H.R.1310）ヲ提出セリ右法案ハ移民委員会協議ノ結果提出セルモノニ非スシテ失業者数増加防止ノ見地ヨリ「ジョンソン」カ单独ニ提出セルモノナリト伝ヘラル其内容ハ一九二四年ノ移民法ニヨル歩合ヲ半減（但シ歩合ノ最少限度百名ハ変更ナシ）スルコトノ外第四条(c)ニヨリ非歩合移民ニ属スル西半球諸国ヨリノ移民ニ対シ全ク新ナル算定方法ニヨル歩合制限ヲ加ヘントスルモノナリ即

チ第四条(c)列挙ノ國民ニ対シテハ一九三〇年四月三十日ニ

終ル十二ヶ月間ヲ通シ入米シタル當該國ヨリノ非歩合移民

數ノ半数ヲ超過スヘカラスト為シ但シ此等諸國ニ就テハ歩

合ノ最少限度ヲ五百名トナスモノナリ尚本法案ハ米國領事

官ハ其査証發給ニヨリ米国内ニ於ケル就業狀態ニ累ヲ及ホ

ササルコト明瞭ナルニ非サレハ如何ナル場合ト雖モ移民查

証ヲ發給スヘカラストノ規定ヲ包含セリ本法案ハ本期議會

閉会前審議終了ノ見込ナカルヘキモ次期議會ニ於テ具体化

スルコト無シトモ限ラサルニ付キ法案添付右報告ス

本信写送付先 在米各總領事及領事

(欄外記入)

加奈陀、「ニューファウンドランド」、墨國、玖馬國、「ハイチ」、「ドミニカ」、運河地帶又ハ中央亞米利加或ハ南亞米利

加ノ獨立國

82 昭和5年7月2日 在サン・フランシスコ若杉(要)總領事より  
幣原外務大臣宛 (電報)

### 移民法修正をめぐる賛否両派の動きについて

第三八号

在米大使發閣下宛電報第二〇五号ノ(一)二閥シ

サン・フランシスコ 7月2日後発  
本 省 7月3日後着

移民法修正問題ニ付内外ノ新聞記者其ノ方面ヨリ本官

ノ意見ヲ求メラル向鮮カラサル處未タ當地方ノ真相ヲ詳

ニセス又無用ノ言動ニ依リ不必要ニ反対派ノ運動ヲ激成シ

折角好転シツツアル本問題ヲ逆転セシムルカ如キコトナキ

様慎重冷静ノ態度ヲ持シ態ト本問題ニ触ルルヲ避ケ居ル次

第ナルカ既ニ「アレキサンダー」及「リンチ」等ト数回会

見ノ機会アリタルヲ以テ當方面大体ノ形勢ヲ聞質シタルカ

「ア」ハ「ジョンソン」声明当初ハ本年冬ノ議會ニハ愈修

正案ノ提出迄ニ漕付ケ得ルモノト樂觀シ居タルモ同氏ハ數

日前「マクラッチー」及「シャーレンバーグ」等ト會見ノ

際「マ」ハ依然トシテ反対意見ヲ固執シ居リ殊ニ移民

法改正問題ニ付テハ目下沿岸地方ノ一問題タル墨西哥人及

「フィリッピン」人入國ノ問題ヲ取交セテ益々紛糾セシメ

ントスル心底ナルヲ看破シ又「シャ」自身ハ最近対日態度

ヲ改メ修正運動ニ反対セサルモ何分其ノ背景タル労働團体

(商業會議所側トハ常ニ反目ノ間柄ニ在リ)ニ対シ日本ヨ

リ労働者ハ入國セシメストノ条件又ハ言質ヲ与フルニ非サ

レハ從來ノ態度ヲ一変シ兼ヌル困難ナル立場ニ在リ又從來

排日態度ヲ持セル在郷軍人団ノ意向ハ依然トシテ變化シ居

ラス旁本年議會ノ問題トスルハ尙早ナルヤノ感ヲ懷クニ至

リ本件ハ中々困難ナル問題ナルヲ一層自覺セリト告白シ尚

本官ニ対シ移民法修正セラルモ日本ヨリ労働者ヲ送ラス

ト言明スルヲ得ハ右労働團体ノ反対ヲ緩和スルニ便ナルカ

如何トノ思付ヲ質シタルニ付本官ハ

本問題ハ今更日本ヨリ何等カノ条件又ハ言質ヲ与ヘテ交換

的ニ排日條項修正ヲ希望スルカ如キ義理モナク又爾ク焦慮

シテ解決ヲ迫ルカ如キ緊急ノ問題トモ思考セラレス要ハ徐

ニ米国人自身カ自國法ノ不正ヲ是正スルヲ俟ツノ外ナク尤

モ一旦移民法修正ノ上ハ日本カ其ノ國民ニ対シ自己ノ判断

ニ依リ適當ト認ムル手段ヲ講スルコトアルヘキヤ否ヤハ全

ク別個ノ問題ニシテ本件解決ニ當リテハ單純ニ米國側ノ修訂正方法ノミヲ考慮スルナク此ノ際各地ニ於テ格別ノ行動

ニ出テ却テ最終ノ目的ヲ阻害スルカ如キコトナキ様全局ノ

形勢ヲ見定ムル迄ハナルヘク反対ノ運動ヲ挑発スルカ如キ

ノ問題トシタキ希望アルモ尚加州方面ノ事情ハ未タ樂觀ヲ

許ササルニ付目下ノ処隱忍シテ下準備ニ努力スルニ留メ適

当ノ時機ヲ待テ具体的行動ニ出ツルコトニ決議セル次第十

リト云フ

尚本件ノ解決ニ熱心従事シツツアル米人側ニ於テモ「ジョ  
ンソン」声明以来日本及沿岸ニ於ケル邦字新聞等カ無闇ニ

本問題ヲ論議又ハ報道シ之等ハ悉ク英訳サレテ「マクラッ  
チー」一派反対運動ノ材料ニ利用セラルルヲ憂ヒ居ルニ付

申迄モナキ儀乍ラ右商業會議所秘密号ノ如キモ一切外間ニ  
漏レサル様特ニ御配慮煩ハシタシ

米、紐育ヘ転電セリ

83 昭和5年9月23日 在サン・フランシスコ若杉總領事より  
幣原外務大臣宛（電報）

移民法修正賛否両派の動向報告並びにこれに  
対する本省の意向について請訓

サン・フランシスコ 9月23日後発  
本省 9月24日後着

第五六号

御視察中ノ出淵大使トノ談話並ニ最近当地ニ於ケル演説ニ  
徵スルモ明カナルカ同委員会委員タル労働団体在郷軍人團  
及「ネーチブ・サン」協会乃至先年之等ト共ニ移民法通過  
ニ協力セル農業者団体等カ今後如何ナル程度迄「マクラッ  
チー」ノ主張ヲ支持スヘキヤハ全ク未知数ニ属シ目下ノ処  
当方面ノ形勢ハ俄ニ断定スルヲ得ス

然ルニ修正運動熱心家等或ハ右反対勢力ノ精査ヲ待タスシ  
テ兎ニ角來議会ニ於テ一戦ヲ試ミ若シ敗ルレハ更ニ対策ヲ  
講スルモ遲カラストノ意見ヲ有スル向アルモ本官ノ見ル所  
ニ依レハ各方面共未タ(一)反対派勢力ノ測定充分ナラス(二)提  
出スヘキ修正案ノ内容ニ付テモ研究足ラス(三)法案提出者ノ  
人選等ニ付定見ナク殊ニ協会關係者及商業會議所側ノ運動  
方法頗ル杜撰ニテ所謂親日家等ノ誠意ハ多トスヘキモ何レ  
モ老大家ニテ智ト策トニ乏シク此ノ儘彼等ノ運動ニ一任ス  
ルニ於テハ或ハ先年移民法通過當時最後ノ一日間ニ於テ反  
対派ノ策動ニ依リ勝ヲ制セラレタルノ失敗ヲ繰返スコトナ  
キヲ恐ル故前記三点ニ付スル充分ノ確信ト成案ヲ得ルヲ待  
タスシテ折角緩和シツツアル日米間感情ニ不必要ノ刺激ヲ  
与フルカ如キ何等カノ行動ニ出ツルハ余リニ冒險ナリト思

往電第三八号ニ閲シ

爾来各方面ノ形勢ヲ觀察スルニ太平洋沿岸各地ノ商業會議  
所側並ニ東西两岸協会關係側ハ夙ニ移民法修正賛成ニ一致  
シ居リ又新聞論調モ今日迄ノ處未タ反対論ヲ掲ケタルモノ

ナク又八月二十六日終了ノ加州知事其他ノ予選運動中ニモ  
何等右問題ハ論議ニ上ラス又八月十八日ヨリ二十日迄「サ  
クラメント」ニ於ケル加州在郷軍人團大会ニ於テモ比島人

排斥決議通過セルニ拘ラス「マクラッチー」一派ノ提出セ  
ル移民法排日条項修正反対決議案ハ討議ニ上ラスシテ握リ

潰サレ又本月十五日ヨリ二十日迄「メリスビル」ニ於ケル  
加州労働連盟大会ニ於テモ何等本件ニ関スル論議ナク単ニ

比島人及墨国人入国排斥決議ヲ見タルニ留リ一方排日派巨  
頭「フィーラン」モ先日死亡シ又上院議員「ジョンソン」

モ最近軍縮條約反対運動失敗以来頓ニ不評判トナリ現任期  
満了後政界引退ノ下心ナルヤノ噂ヲモ生シ居ル位ニシテ一  
見反対派ノ氣勢振ハサルヤノ感アリサレト多年排日運動ニ  
努力セル加州檢事総長「ウップ」ハ今猶其職ニアリ又排日  
ノ首謀者「マクラッチー」ハ依然トシテ連合移民委員会幹  
事トシテ從来ノ態度ヲ固執シ到底改心ノ望ナキハ先般当地

考ス就テハ本件當面ノ先決問題ハ当地方反対勢力ノ精査ニ  
アル处「アレキサンダー」等ニ於テモ夫々努力中ナルモ何  
分營業ノ片手間ニ行フコトトテ充分ナラス且法律上ノ智識  
乏シキ為他日折角ノ提案モ或ハ法律上ノ「テクニック」ニ  
於テ敗ルルノ虞ナキ保セサルヲ以テ此ノ機運ヲ逸セス万  
違算ナキヲ期スル為ニハ我方ニ於テ内密之ヲ指導補助スル  
ノ外ナシト存セラル然ルニ修正案ノ内容ニ付テハ之カ提唱  
者タル「ジョンソン」ノ眞意モ未タ判明セサルモ「アレキ  
サンダー」ハ第十三条(C)項全部削除ヲ主張シ又或ハ本年議  
会ヲ通過セル支那系市民ノ再入國ニ関スル「ビンガム」案  
ノ如ク第十三条(C)項中ニ個別的例外ヲ列挙スルカ又ハ適當  
ナル一般的例外ヲ規定スルノ方法ニ拠ラントスル向モアリ  
當方ニ於テモ折角研究中ナルモ米人側指導ノ必要アルニ付  
可成至急本省及在米大使館ニ於テ御研究ノ結果本件修正運  
動ニ関スル御意向等本官心得ノ為何分ノ御指示仰キタシ  
米ヘ転電シ紐育、「ホノルル」、「ポートランド」、「シャヤト  
ル」、「ロスアンゼルス」へ暗送セリ

在サン・フランシスコ若杉総領事より  
幣原外務大臣宛（電報）

### 移民修正法案に対するアレキサンダーの内話

サン・フランシスコ 9月29日後発  
本省 9月30日後着

#### 第六〇号

「アルバート・ジョンソン」移民法修正問題ニ対スル加州方面ノ意見調査ノ為当地ニ來リ数日來商業會議所代表及「マクラッuchi」等ト会見意見交換中ナルカ「アレキサンダー」ノ本官ニ語ル處ニ依レハ「ジョンソン」ハ「マクラッuchi」カ依然トシテ從来ノ主張ヲ固執セルニ対シ國際關係ヨリ見テ移民法ノ修正ノ時宜ニ適スル旨並ニ全国ヨリ五千通ノ修正運動賛成ノ書翰ヲ受取りタルニ拘ラス反対説ヲ申越セルモノ僅カニ三十通ニ過キサリシ事實ニ依リ本問題

ノ大勢ヲ察シ得ル旨力説シタル処「マ」モ相當感動セル模様ナル趣ナリ尚「ジョ」ハ更ニ二週間程南加地方ヲ視察シタル上更ニ當地ニ於テ「アレキサンダー」ト協議ノ筈ナルカ孰レ華府ニ帰リ議會ノ空氣ヲ見定メタル上ニ非サレハ如何ナル提案ヲ為スヘキヤ未タ具体的態度ヲ決シ兼ネ居ル趣

ナリ彼等ノ多クハ移民法修正ノ結果東洋人排斥ノ障壁破ルニ於テハ日本ハ更ニ帰化法及土地法等ノ修正ヲ要求スヘク又労働者ノ入国モ自然増加スヘシトノ「マクラッuchi」

従来ノ宣伝ヲ今尚信シ居ル向鮮カラサル模様ナルヲ以テ鈴木ヲシテ日本政府年來ノ方針ヨリ見ルモ又實際上ノ事情ヨリスルモ今後労働者ヲ送ルカ如キコトハ万無カルヘク又帰化法等ハ全ク別個ノ問題ニシテ此ノ際考慮ノ必要ナキ旨ヲ力説セシメ居レリ

右ノ如キ次第ナルヲ以テ此ノ際敵味方ニ対シ修正運動ノ實質の內容ヲ明瞭ニシ置クコト緊要ナリト思考セラルニ付往電第五六号末段ニ對シナルヘク早目ニ御回訓ヲ請フ米ニ転電シ紐育、「ホノルル」、「ポートランド」、「シャトル」及羅府ニ暗送セリ

85 昭和5年10月1日 在サン・フランシスコ若杉総領事より  
幣原外務大臣宛（電報）

### ジョンソンの真意に関するアレキサンダーの内話

サン・フランシスコ 10月1日後発  
本省 10月1日後着

#### 第六一號

本官發在米大使宛電報第六〇号ニ閲シ

「ジョンソン」ノ行動ニ付「アレキサンダー」ノ入手セル極秘情報ニ依レハ「ジョ」ハ「ア」ニ対シ移民法修正運動ニ尽力中ナルカ如ク吹聴セルニ拘ラス（現ニ同人選挙区ニ付機密信第二八号参照）某方面ニ対シテハ「ジョ」ハ如何ナル場合ニ於テモ帰化不能ノ外国人ヲ入国セシムルカ如キ修正ニハ反対ニシテ現行移民法ノ三大原則ノ一ヲ変更スルカ如キコトハ到底議會ノ同意ヲ得サルヘク唯一九二〇年國勢調査ニ基ク「ナショナル・オリジン」ノ下ニ各国人

（日本人ヲ含ム）ニ対シ listed quota 又ハ proportional quota （其ノ意義不明）ヲ許スノ案ヲ提議スル意向ナルカ右「クオータ」ト雖移民關係ノ諸法規ノ拘束ヲ受クヘキモノナリト説明シ居リ結局帰化不能ノ外人ハ右提案ニ依リ何

86 昭和5年10月4日 在ニューヨーク澤田総領事より  
幣原外務大臣宛

### 日米協会におけるフォーブス駐日米国大使の移民法修正演説に対する米国有力者の反響

（10月28日接受）

昭和五年十月四日

在紐育

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

日本協会ニ於ケル駐日米国大使演説ニ関シ當方

有力者ノ意見報告ノ件

十月一日ノ紐育「ヘラルド・トリビューン」紙ハ九月二十六日東京ニ於ケル日米協会宴会ノ席上新任駐日米国大使「ダブリュー・カーロン・フォーブス」カ米国排日移民法ノ改訂問題ニ關シ右ハ米国議会ニヨツテ解決セラルヘキ問題ニシテ米国外交官若ハ米国政府行政部員ノ容喙論議スヘキ問題ニ非ストノ趣旨ノ演説ヲ為シ自己ニ対シ日本人ヨリ本張ルカ如キ意味ヲ暗示シタルニ対シ同二十九日ノ「東京日日」ハ駐日米大使ノ斯ノ如キ演説ハ日本ニ取り甚夕不満足ナルモノニシテ右ハ日本ノ重大関心事ニ対シ米国カ興味ヲ有セサル事實ノ證明ナリトシテ同大使ノ態度ヲ甚夕攻撃シ居ル旨ヲ報シ其後「タイムズ」ハ「外交時報」及「日本人」ニ於テモ稍同大使攻撃ノ論文ヲ掲載セル旨ヲ報シ當方面ノ日米關係者ノ話題ニ上リ居リタル處十月二日ノ夜偶々本官ニ於テ今般「ハンガリー」駐劄公使ニ任命セラレタル前紐育「タイムズ」論説記者「ニコラス・ルーズベルト」

ニ大ナルモノアリタル為メ多少之ニ動カサレ居ルモノノ如ク察セラルルト在シアトル岡本領事發外務大臣宛九月十六日付機密第二八号公信所報ノ如ク「ジョンソン」カ全國ヨリ数千通ノ獎勵ノ書面ヲ受取タル等トノ情報ヲ伝ヘ且加州方面労働團体ノ反対ハ依然強硬ナルモ之モ何トカ切崩シ出来サルモノニ非ストモ考ヘラレ要スルニ形勢ハ漸次好转シ居ルモノト推察セラルルニ付此際外部ヨリ何等同問題ヲ「イリティート」シ以テ右大勢ノ好転ヲ少シニテモ妨クルカ如キ言動ハ日米両国人側ニ於テ一切之ヲ慎ミ貰ヒ度ク存シ居ル次第ナリ從テ前記「フォーブス」大使ノ演説ノ如キ誠ニ遺憾ノコトナルカ只米國側ヨリ見レハ右ハ當然ノコトニテ予テ御話ノ通り國務次官「コットン」ノ談話ニ依ルモ本件ニ付テハ國務省トシテモ慎重考慮シ居リ行政部トシテ行動スルコトカ事ノ成功ヲ期スルニ於テ適當ト認ムル時機ニ至ラハ勿論適當ノ手段ヲ講スヘキモ現在ノ所同問題ハ議會ノ手中ニ在リ行政部ヨリ何等指導カマシキ態度ニ出スルカ如キコトハ最モ慎マサルヘカラストナシ只管時機ノ熟スルヲ待チ居ル趣ニ付キ「フォーブス」ノ話モコノ幾分ノ反映ナランカソノ言廻シ方ニ付テハ何等カ他ノ方法モアリタ

(Nicolas Roosevelt) (別信十月四日付拙信機密第三〇三二号参照) 送別ノ小宴ヲ催シタル際列席者中予テ日米問題ニ興味ヲ有スル紐育「タイムズ」紙「ジョン・エイチ・フィンレー」(John H. Finley)「ボストン・クリスチヤン・モニター」紙主幹「ウイリヤム・ジー・アボット」(William G. Abbot) 及「リー・ヒッギンソン」商会「ゼローム・デイ・グリーン」等レモ前記「フォーブス」ノ演説ニ言及シ異口同音ニ右ハ甚夕遺憾ナル出來事ニシテ勿論米国ニ於テハ移民法ノ修正問題ハ同大使ノ言説ノ通り議会ノ決定スヘキ事項ニ屬シ差當リ行政部トシテハ何等之ニ干渉スヘキ筋合ニ非サルコト為シ居ル次第ニ付其ノ所説ハ当方面ヨリ之ヲ見レハ尤モナル次第ナルモ目下ノ場合之ヲ其儘卒直ニ日本ノ公衆ニ伝ヘ面白カラサル批評ヲ招クカ如キハ如何ニモ「タクト」ノ無キ仕事ニシテ遺憾ノコトナリト述ヘ居リタリ

次テ宴会後「グリーン」ハ特ニ本官ニ対シ移民問題ニ關シテハ其後モ引続キ「アレキサンダー」其他太平洋沿岸ノ同志ト書信ノ往復ヲ重ネ居ル旨ヲ述ヘ「アルバート・ジョンソン」カ移民法修正問題ニ關シ各方面ヨリノ支援予想以上

ルナルヘク誠ニ遺憾ノコトナリ兎ニ角前述太平洋沿岸空氣ノ動キ方ヨリ察スルモ本件ハ漸次重要ナル時機ニ入りツツアリト認メラルル此際斯ル事ニテ今般ノ空氣ヲ「イリティート」スルカ如キコトアリテハ誠ニ殘念ノコトニ付同大使ノ日本ニ於ケル反響モ此ノ上大ナラサルコトヲ希望ニ堪エス云々ト述ヘ居リタリ

右報告ス

本信写送付先 在米大使、桑港總領事、「シアトル」領事、  
羅府領事

在サン・フランシスコ若杉總領事  
サン・フランシスコ  
11月7日後  
幣原外務大臣宛 (電報)

#### 移民修正法運動の今後の見通しについて

87 昭和5年11月7日  
本  
11月7日後  
省  
11月8日後  
第七六号

本官発在米大使宛電報第五四号  
本月四日終結ノ総選挙運動中一、二代議士候補推薦演説ニ於テ從來排日立法ニ貢献セル功績ヲ述ヘタルモノアル外特

ニ移民法修正其ノ他本邦関係事項ニ付論議シタルモノナキ  
處移民法修正問題ニ闇スル最近迄ノ形勢ニ付「アレキサン  
ダー」及商業會議所側ニ於テ探査シツツアル諜報ヲ綜合ス  
ルニ加州各地ノ実業家ハ大体ニ於テ修正運動賛成ニシテ上  
院議員「ジョンソン」及「ショートリッヂ」モ特ニ反対ノ  
意向ナキモノノ如ク又加州連合移民委員中「シャレンバー  
グ」ノ率ユル労働團体モ修正運動ニ反対セサル消極的態度  
ヲ執ルコトニ傾キ居ル處之ニ反シ「マクラッチ」ハ昨今  
積極的ニ修正反対運動ヲ開始シ頻リニ策動シツツアル結果  
過日加州在郷軍人團長ニ選挙セラレタル「ギーヤハート」  
ハ猛烈ナル反対意見ヲ有シ其ノ率ユル在郷軍人團モ比島人  
並ニ墨国人入國制限ト同時ニ日本人ニ對シテモ修正運動ニ  
反対ノ態度ヲ執ルヘキ旨言明スルニ至レルヲ以テ目下當方  
ニ於テ他ノ方面ヨリ同人ノ態度緩和ニ努力中ナルカ「ネー  
チブ・サン」團體モ依然「マ」ノ主張ニ引摺ラレ居ル狀態  
ナリ又「マ」ヨリ「リンチ」ニ宛テタル書面中先般当地來  
訪ノ「アルバート・ジョンソン」ハ「マ」一派ニ對シ帰化  
不能ノ外国人ヲ入國セシムルカ如キ修正ヲ通過セシムル見込ナシト言明  
頭ナク議会亦斯ノ如キ修正ヲ通過セシムル見込ナシト言明

決ヲ告ケタルヲ以テ此ノ上ハ多年ノ懸案タル排日移民法修  
正問題ヲ解決スルコトヲ得ハ日米国交上將ニ一片ノ雲影ヲ  
モ止メサルニ至ルヘキカ本問題ハ議会トノ関係モアリ事頗  
ル機微ニ屬スルヲ以テ貴長官諒解ノ下ニ先ツ以テ「キヤッ  
スル」次官補トノ間ニ個人的ニ意見ヲ交換シタシト述ヘタ  
ル處長官ハ本問題ハ常ニ自分ノ念頭ヲ去ラサル事柄ニシテ  
之カ解決ノ為ニハ適當ノ機会ヲ捉ヘ努力スル考ナルニ付貴  
大使ト「キヤッスル」トノ会談ハ素ヨリ大ニ贊同スル所ナ  
リト答ヘタリ

依テ本月三日「キヤッスル」ヲ訪問シ長時間ニ亘り懇談ヲ  
試ミタルカ彼ハ既ニ長官ト予メ打合ヲ了シ居リタルモノノ  
如ク頗ル用心深キ態度ヲ以テ行政部ニ於テ本問題ノ取扱上  
一步ヲ誤ルニ於テハ議会側ノ反感ヲ挑発シ折角良好ニ向ヒ  
ツツアル両國ノ關係ニモ支障ヲ及ホスニ至ルヘキヲ以テ行  
政部トシテハ素ヨリ表面ヨリ之ニ関与スルヲ得サルモ自分  
ハ幸ヒ「リード」、「ボラー」、「ハイラム・ジョンソン」等  
ト親交アルニ付個人トシテ飽迄全力ヲ注ギ何等カノ解決ヲ  
見ル様致度キ考ナリト述ヘタリ其ノ際「キヤッスル」ハ  
「リード」上院議員等ハ本年春松平大使ニ對シ本問題解決

運動ヲ鼓吹シ居ル有様ナルヲ以テ「アレキサンダー」ハ在  
郷軍人團及「マ」ノ態度右ノ如クナル以上結局下院當該委  
員長タル「アルバート・ジョンソン」ノ態度決定如何ニ依  
リ具体的運動ニ進ムヤ否ヤヲ決定スルノ外ナシト憂慮シ居  
リ他面更ニ加州選出上下両院議員ニ手ヲ廻シ修正運動賛成  
方勧誘ニ努力シ居ルカ來月議会開会前後ニ至ラサレハ的確  
ナル措置ヲ執リ難キ模様ナリ委細郵報

外務大臣ヘ轉電シ沿岸各館及紐育ヘ暗送ス

セル趣ヲ明記シ居リ「マ」ハ右ノ言質ニ力ヲ得テ益々反対  
運動ヲ鼓吹シ居ル有様ナルヲ以テ「アレキサンダー」ハ在  
郷軍人團及「マ」ノ態度右ノ如クナル以上結局下院當該委  
員長タル「アルバート・ジョンソン」ノ態度決定如何ニ依  
リ具体的運動ニ進ムヤ否ヤヲ決定スルノ外ナシト憂慮シ居  
リ他面更ニ加州選出上下両院議員ニ手ヲ廻シ修正運動賛成  
方勧誘ニ努力シ居ルカ來月議会開会前後ニ至ラサレハ的確  
ナル措置ヲ執リ難キ模様ナリ委細郵報

外務大臣ヘ轉電シ沿岸各館及紐育ヘ暗送ス

第三五三号

(1)倫敦海軍條約批准寄託ノ好機ヲ捉ヘ去ル十月三十日國務長  
官ト会見シ今回條約ノ締結ニ依リ海軍制限問題首尾良ク解  
決付尽カスヘキ約束ヲ為シタルモ當時同氏等ニ於テハ日本  
側ヨリ労働移民ヲ送ラサルヘシトノ諒解ヲ取付ケ得ヘキモ  
ノト信シ居リタル次第ニテ其ノ後日本側ニ於テ斯ル約束ヲ  
為ス事ノ到底不可能ナル事情ヲ知リ本問題討議ノ際議会ニ  
於テ種々ナル議論起ルヘキ事等ヲ憂慮シ始メタル事並ニ  
「キヤッスル」ノ見ル所ニテハ幸ニシテ本件修正案提出ノ  
形勢トナルトスルモ今期議会ハ所謂「ショート・セッショ  
ン」ナル上諸般ノ緊急問題討議セラルヘキ關係上結局本年  
十二月開会ノ「ロング・セッション」ニ上程スル方適當ナ  
ラスヤトモ考ヘ居ル趣ヲ漏セリ

然ルニ今回「リード」ハ往電第三四九号報告ノ通ニヶ年間  
歩合移民ヲ停止スルノ議案ヲ提出スヘキ意向ヲ公表セルニ  
付二十八日再ヒ「キヤッスル」ヲ往訪シ過日貴官ト会談ノ  
際「リード」ハ日本側ヨリ労働移民ヲ送ラストノ諒解ヲ取  
付ケ得ヘシト考ヘ居リタルモ其ノ不可能ナルヲ知リ困却シ  
居レリトノコトナリシカ同氏ノ目論見居ル移民停止決議案  
通過スルニ於テハ實際問題トシテ何等諒解ヲ取付クル迄モ  
ナク日本ヨリノ労働移民ハ一切來ラサルコトトナリ米国内  
一部ニ於テ心配シ居ルカ如キ事態ハ絶対ニ起ラサルヘク從

テ右決議案提出ノ機会ヲ以テ「リード」自ラ率先シテ排日

条項修正案ヲ提出スルコト適切ナラスヤト述ヘタル處「キ

ヤツスル」ハ御話ノ次第八至極尤ノ儀ト考ヘラルニ付一

兩日中ニ篤ト「リード」ニ懇談ヲ試ムルコトトスヘシ尤モ

「リード」ノ提議セントシツツアル移民停止決議案ハ東部

歐州諸國ニ於テハ問題トセサルヘキモ西部歐州諸國就中

英、仏、独ノ如ク其ノ国民カ多ク家族ト共ニ米國ニ移住シ

居ル諸國ニ於テハ相當不満アルヘク國務省トシテハスル方

法ニ依ルニアラス現ニ國務省ニ於テ実行シ居ル行政手続ニ

依リ事實上新移民ノ渡米ヲ防止スル方法ヲ以テ最モ適當ト

考ヘ居レリト語レリ

「リード」決議案ニ対シ前記本使ヨリ「キヤツスル」ニ懇

談シタル次第ハ專ラ國務省及「リード」等ノ態度ヲ探ル目

的ニ出テタルモノニテ太平洋沿岸ニ於ケル運動ヲ當方面ニ

転回セシムル趣旨ニハアラサルニ付為念申添フ

將又本使ト國務省當局トノ間ニ移民問題ニ閑シ懇談ヲ重ネ

居ルコトハ絶対ニ秘密ニ付スルコトニ約束シ居ルニ付万一千

二モ新聞紙ニ洩ルルカ如キコトナキ様致度ク倫敦條約ノ際

ノ例モアルニ付特ニ御配慮ヲ請フ

### 駐日米國大使を通じた事態打開の方途につき

#### 意見具申

昭和5年12月4日

在米國出淵大使より  
幣原外務大臣宛（電報）

付 記 昭和五年一二月一九日付武富通商局長手記

移民法修正問題に関する永井（松三）次官とフ

オーブス駐日米國大使会談

ワシントン 12月4日後發

本 省 12月4日後發

#### 第三五九号（極秘）

##### 往電第三五三号ニ閑シ

排日移民法修正問題ハ關係各領事ノ努力ト親日米人等ノ熱心ナル運動トニ依リテ一見著シク好転シツツアルヤニ見受ケラルル處本問題ニ重要ナル關係ヲ有スル「アルバート・ジョンソン」ノ如キ今以テ煮切ラサル態度ヲ示シ居リ又上院議員「リード」モ倫敦會議當時ノ意氣込ナキモノノ如ク他方國務長官及「キヤツスル」等ハ相変ラス同情的態度ヲ以テ尽力ヲ為シ居ルモ議會側指導上果シテ充分ナル効果ヲ

挙ヶ得ヘキヤ甚夕心許ナク從テ本使ニ於テハ今以テ本問題ニ付何等見据エヲ付ケ得サルコト去ル四月往電第一三八号電票當時ト同様ニ有之然ルニ失業問題救濟ノ見地ヨリ既ニ「リード」ニ於テ往電第三四八号ノ通移民禁止決議案ヲ上院ニ提出シ下院ニ於テモ亦類似ノ法案提出ヲ見ルニ至リ同時ニ往電第三五五号ノ通「ディビス」労働長官ノ移民法改正ニ関スル建言モアリ何レノ途今期議会ニ於テ移民法修正案論議セラルヘシト思考セラルニ付此ノ機會ニ於テ排日条項修正ノ途ヲ開クコト極メテ必要ト思考セラレ本使ニ於テ此ノ上トモ關係各領事ト呼應シ適切ナル方法ニ依リ出来得ル限り努力ヲ試ムル所存ナルカ此ノ際閣下ニ於テモ「フォーブス」大使ニ然ルヘク旨ヲ含メラレ帝国政府ノ意図ノ存スル所ヲ親シク大統領及國務長官ニ伝ヘシムル様御配慮相頼度右ニ閑シ何分ノ儀御回電ヲ請フ

往電第三五三号ト共ニ紐育、桑港、羅府、沙港、「ポートランド」ヘ転電セリ

#### （付 記）

十二月十九日

90 昭和5年12月4日

在サン・フランシスコ若杉總領事より  
幣原外務大臣宛（電報）

#### 事態打開策について

本官発米宛電報五七号  
第八六号

サン・フランシスコ 12月4日後発  
本省 12月5日後着

移民法修正運動ニ関シ米国議会昨今ノ形勢ハ政府当局ノ失業問題ニ関連シ移民法ニ関スル提案既ニ七件ニ上レルヤノ報道モアリ本問題ハ議会劈頭ノ緊急案件トシテ或ハ本月中ニモ解決ヲ急キ居ル如ク観測セラレ一方當沿岸方面ノ形勢ハ既報ノ如ク大体排日条項削除ニ賛成者多ク尤モ「マクラッチャー」一派ニ於テ相当強硬ナル反対論アルモ從来本問題ト因縁深キ當地方ニ於テ若干ノ反対者アルハ素ヨリ已ムヲ得サル次第ニシテ若シ此ノ際何等カノ措置ニ出テントセハ結局若干ノ「リスク」ヲ執ルノ外無カルヘク而モ今日迄ノ趨勢ニ鑑ミル時ハ之力為ニ必スシモ當方面ニ於ケル対日感情ヲ殊更ニ悪化シ日米国交上ニ影響ヲ及ホスカ如キ事アルヘシトハ想像セラレス若シ又現ニ議会ニ提案セラレタリト報セラル比率移民數年間停止又ハ選択移民制度等ノ實現ヲ見ルニ於テハ今後數年間更ニ我方ノ修正案ヲ提案スルノ機会鮮カルヘキヲ惧ル就テハ本件運動ニ關シテハ苟モ日本

官憲ニ於テ閥与シ居ルカ如キ嫌疑ヲ蒙ラサル様充分注意ヲ加ヘ極内密ニ米人側ト協力ニ努メ居ル次第ナルカ主トシテ反対派ノ形勢調査ニ努力中ニテ未タ具体的措置ヲ決定シ兼ネ居ル「アレキサンダー」一派ニ対シ前述ノ如ク此ノ際若干ノ「リスク」ヲ冒シ予テノ計画ヲ斷行スルカ然ラサレハ今後數年間本問題ヲ見合スノ外無キニ至ルヤモ計ラレサルノ形勢ニ迫ラレ居ル旨ヲ説キ大体左ノ如キ措置ニ出テンコトヲ慾シタル處「ア」ニ於テモ先般來熟慮ノ結果全然本官ト同様ノ觀測ニ達シタリト述ヘ兩人熟議ノ上「ア」ハ本月九日「ポートランド」ニ開催ノ全米商業會議所代表者トモ協議ノ上本官慾通ノ趣旨ニ依リ此ノ際斷然具体的措置ニ出ツルコトニ決定セリ就テハ今後「ア」一派ノ運動力如何ナル点迄具体化スルヤハ素ヨリ予知シ難キモ右措置ノ結果何等貴方ニ対シ御迷惑トナルカ如キ点モアラハ尚數日間ノ余裕モアルコト故本官心得迄何分ノ儀折返シ御申聞ケヲ請フ一、速ニ沿岸商業會議所共同決議ヲ為シ華府関係議員へ送置ノコト

二、右決議ハ單ニ主義ノ表明ニ止マラス具体的ニ日本人ニ歐州人同等ノ待遇ヲ與フル様移民法修正方ニ付議会ニ対シ請願スル旨ヲ明示スルコト  
三、右決議實行方ヲ適當ノ議員ニ依嘱スルコト又適當ナル代表委員ヲ華府ニ派遣シ右議員等ト連絡ヲ保チ同地ニ於ケル「マクラッチャー」一派ノ策動ヲ牽制スルコト同時ニ加州連合移民委員會ノ意見分裂シ居ル此ノ際同人ヲシテ華府ニ於テ依然該委員全体ノ意見ヲ代表シ居ルカ如ク振舞ハシメサル様同人ノ立場ヲ極限スルニ努ムルコト  
外務大臣、紐育及沿岸各館へ転電セリ

91 昭和5年12月5日 在シアトル岡本(季正)領事より

幣原外務大臣宛(電報)

### 米國西部諸州商業會議所の決議による移民法

#### 修正実現策について

シアトル 12月5日後発  
本省 12月7日後着

当地方米人有力者ノ排日移民法修正運動ノ経過ニ關スル往  
第二六号

電第二五号及機密第二五号拙信報告後此ノ上如何ナル措置ヲ執ルヘキカニ付テハ本月八、九両日「ポートランド」ニ於テ全米商業會議所西部諸州大会開催前打合セ旁桑港ヨリ來沙スヘキ「リンチ」トモ協議ノ上決定スルコトニ申合セ居リタルカ當「リンチ」來沙セルニ付同日当地方有力者十數名会合シ席上「リンチ」ヨリ加州ノ状況ヲ説明シ「アレキサンダー」一派ノ熱心ナル運動ノ結果加州連合移民委員會内ニ於テモ十三日組合「アメリカン・リジョン」及「ネチズ・サンズ」ハ「マクラッチャー」ヲ支持セス從テ「マクラッチャー」ハ事實上单独ニテ反対ヲ統ケ居ルコト又「アレキサンダー」ニ於テ加州ニ於ケル有力者百五十名ニ就キ意見ヲ徵シタルニ日本ニ比率適用ニ反対スル者十二名ニ過キサリシコト又「アーバート・ジョンソン」カ「マクラッチャー」トノ会談ニ於テ日本ニ比率適用ヲ提議スヘシトノ「ジョンソン」ノ「ステートメント」ヲ覆ヘシタル旨ノ証拠文書ヲ披露シ比率問題ニ關シテハ「ジョンソン」ニ信賴シ得サル事等ヲ説明シ意見交換ノ後最近華府ヨリ報道セラル移民法関係議案ノ提出並ニ右ニ關スル意向發表ハ何レモ右ニ依リ一般輿論ノ帰趣ヲ探ラムトスル目的ニ出ツルモ

ノトモ認メラル

且ツ又今期ノ短期議会ニ於テハ移民停止若ハ制限ニ閑スル議案モ到底通過ノ見込ナカルヘク特別議会開催ノ望モ少キ模様ナレハ今後尚意ラス輿論ヲ喚起シ終局ノ目的達成ニ努力セサルヘカラスト云フニ意見一致シ列席者「ドノバン」

等ヨリ此ノ際「ポートランド」ニ於ケル前記会議ニ於テ日本ニ比率ヲ適用スヘシトノ決議ヲ採用セシメ本件ニ閑シ米國商業會議所ヲ動カシ其ノ協力ニ依リ修正運動ヲ促進セシ

ムルコト適當ナルヘシト提議シタル結果一同之ニ賛成シ沿岸各商業會議所ノ支持ヲ得タル上ニテ米國商業會議所ニ対シ本件比率問題ヲ同會議所移民委員会ニ付託シ且ツ次回全

国商業會議所大会ノ際ノ重要案件トスル様申入ルルコトニ打合セタル趣ナリ右ニ引続キ「リンク」ハ四日夜「タコ

マ」ニ於テ同地商業會議所有力者ト会シ同様ノ打合セヲナシタル處熱誠ナル贊成ヲ得タル趣ニシテ又「シアトル」商業會議所ハ排日移民法修正決議ヲ十二月二日正式ニ議決シ「タコマ」モ之ニ倣フ筈ナリ

尚「アレキサンダー」ハ「ポートランド」會議ニ於テ本年五月羅府ニ於ケル「ドノバン」演説ト同趣旨ニテ排日移民

法修正ニ論及スヘキ旨当地同氏ヘ通報シ来レル趣ナリ  
米、桑港、「ポートランド」、羅府ニ転電シ紐育、「ホノルル」ヘ暗送セリ

~~~~~

92 昭和5年12月6日 在米國出淵大使より  
幣原外務大臣宛(電報)

### 排日条項撤廃運動への日本側関与の姿勢につき

#### 要望

ワシントン 12月6日後発  
本 省 12月7日前着

#### 第三六二号(極秘)

本使發桑港宛電報第八七号

#### 貴電第五七号ニ閑シ

本使發大臣宛電報第三五九号後段ノ通今期議会ニ於テハ移民制限ニ閑スル諸種ノ議案審議セラルヘキニ付此ノ機会ニ於テ排日条項撤廃ノ途ヲ開クコト極メテ必要ト思考スル次第ニシテ貴電第五七号ノ方針ニ基キ此ノ際「アレキサンダー」等ニ於テ具体的措置ニ出ツル事最適當ト思考ス尤モ我方ニ於テ何等本件運動ニ閑与シ居ルカ如キ疑惑ヲ招ク時ハ

甚夕面白カラサル結果ヲ生スヘキコト貴電御來示ノ通ナルニ付其ノ辺ニ閑シテハ此ノ上共充分ニ御注意相成度シ

大臣、紐育、羅府、「シアトル」、「ポートランド」へ転電セリ

~~~~~

93 昭和5年12月9日 在ポートランド蘆野(弘)領事より

幣原外務大臣宛(電報)

### 全米商業會議所西部大会における移民法修正

#### 決議見合せについて

ポートランド 12月9日後発  
本省 12月10日後着

#### 第一八号

<sup>(1)</sup>拙信公第一一九号報告ノ全米商業會議所西部大会八日朝ヨリ開会中参加者約八、九百名ナル處同日午後「アレキサンダー」司会ノ下ニ桑港ノ「リンク」、「カトラー」、「フェイ」、「シャトル」ノ「ヘンプヒル」、「ミドルトン」及「ホールデン」及「タコマ」ノ「プリッチャード」等(「ポートランド」ヨリ「ハートマン」)参加ノ筈ナリシカ同人時間差繰り付カス欠席)排日移民法修正問題ニ閑シ本大会ニ決

議案ヲ提出スヘキヤ否ヤニ付篤ト協議シタル結果先ツ目下ノ議会ハ短期ナル上既ニ移民法ニ閑シ議案七個モ提出セラレ居ル際更ニ排日条項ニ閑シ議案ヲ提出スルモ目的ヲ達スル見込少ナキニ付議会ニ対スル積極的行動ハ此ノ際見合セ一方充分ニ案ヲ練ルト共ニ他方各地方商業會議所ヲシテ順次ニ排日移民法修正ノ決議ヲ為サシムル等教育的方面ニ力ヲ注クコト

但シ「デービス」上院議員或ハ場合ニ依リテハ「アルバート・ジョンソン」等ヨリ排日条項廃止ヲ含ム移民法修正案

今期議会ニ提出セラレストモ限ラススル際ニハ先ツ合衆國商業會議所ヲシテ之ニ賛成ヲ決議セシメ之ヲ提ケテ全力ヲ尽シテ法案通過ヲ計ルヘシスル臨機ノ処置ヲ確保スル為

「アレキサンダー」ハ休暇明ケ次第華盛頓ニ出張シ成行ヲ観望スルコトニ申合セ右ノ如ク決シタル以上ハ本大会ニ於テ排日条項撤廃要望ノ決議ヲ為サシムルハ易タルモ斯ル決議ハ尚早ナル宣伝トナリ徒ラニ反対派ニ準備ノ機会ヲ与フルニ過キサルニ付今回ハ之ヲ見合セ唯「アレキサンダー」ヨリ九日午餐演説ニ於テ熱誠ヲ以テ忌憚無ク心底ヲ吐露シテ排日移民法修正意見ヲ以テ聴衆ニ訴フルコトニ話纏

マリ「ポートランド」側ニテモ異議無カルヘキ見込ナル趣ナリ「スノールデン」ヨリ聞込ノ儘

米、紐育、桑港、「ホノルル」、「シャトル」、羅府へ転電セリ

~~~~~

94 昭和5年12月10日

在ポートランド蘆野領事より  
幣原外務大臣宛（電報）

### 全米商業會議所西部大会における移民法修正

#### 決議見合せの真相について

ポートランド 12月10日後発  
本 省 12月11日後着

第三号（極秘）

本官發在米大使宛電報第一五号（極秘）  
本官發在米大使宛電報第一八号「アレキサンダー」等ノ打合セ  
ノ結果ハ予テ桑港發閣下宛電報第五七号ノ趣旨トハ頗ル異  
ナル處アリト思惟セル際九日午後更ニ本官本日委員会開カ  
ルルコトヲ聞込メルニ付閣下發在桑港總領事宛電報第八七  
号ノ次第モアリ若杉總領事ト電話ニテ打合セノ上同總領事  
ノ意見トシテ今期議会ヲ逸スル時ハ或ハ當分我方ノ希望達

成ノ機会ナクナルヤモ知レス今当地ニ各地ノ有力者会同セ  
ル機会ニ何等カ積極的行動ヲ策スル様「アレキサンダー」  
ヲ通シ申入レントセシニ既ニ右委員会散会シ「アレキサン  
ダー」等他ニ赴カントスル際ナリシカ右趣旨ヲ伝ヘタルニ  
傍ニアリシ「リンチ」ト共ニ口ヲ揃ヘテ議会関係ノ機微ナ  
ルコト万一修正案ヲ提出シ失敗セル時ノ結果却テ面白カラ  
サルコトヲ説キ慎重ノ上ニモ慎重ヲ要スルニ付一切ノ準備  
ヲ整ヘテ機会ヲ待ツ趣旨ナリト説明シ且「アレキサンダ  
ー」ハ内密ナリト断リ華府本部ヨリ今ハ同案ヲ持出ス時機  
ニアラストノ情報アリタリト付ケ加ヘタルカ此ノ時ノロ振  
リニ依レハ修正案提出ヲ必スシモ來期議会迄待ツト云フ訳  
ニモナク又必ス来議会ニハ提出スルト云フ訳ニモアラス其  
ノ辺ハ明瞭ナル考ナク尚暫ク成行ヲ見ルト云フニアルカ如  
ク「ホールデン」ノ観測ニ依レハ列席委員一同ハ今期議会  
ニ各種ノ移民制限案提出セラレ居ル処

何等カノ方法ニテ一部移民ヲ制限スルニ至ルコトハ有リ得  
ヘキモ數年間移民ヲ一切停止スルト謂フカ如キ法案ハ通過  
スル見込ナシトノ感想ヲ有シ此ノ前提ノ上ニ方針ヲ決シタ  
ルモノニテ万々一斯カル法案通過シソウナ形勢トナラハ之

ニ先立チ排日条項修正ノ案ヲ提出スルモ遲カラス然シ之タ  
ケ参加準備ハ整ヘ置クモ唯苟モ早マリテ無理セサル趣意ナ  
ルカ如シト

尚当地會議所支配人 Dadson ニ聞質セル處ニ依レハ委員会  
中ノ「ワシントン」、「オレゴン」両州ト加州側トノ間ニ相  
当間隔アリ「ドノバン」ノ如キハ自分ハ「アルバート・ジ  
ヨンソン」ヲ強制スル確信アリ加州側ハ「ハイラム・ジョ  
ンソン」ヲ抑付ケ得ルヤト言ヘルニ「アレキサンダー」等

ハ明答出来ス委員会委員等ハ如何ニモ此ノ際運動ヲ公ニス  
ルコトヲ惧レ居リ九日午後ノ委員会ノ如キモ「ポートラン  
ド」側ハ極力問題ヲ公開討議ニ付セントシタルモ加州側之  
ヲ好マス右秘密会トナレル趣ナリ本問題決議ヲ見合セタル  
モ同様「アレキサンダー」等ノ憂慮ニ基クモノト察セラル  
大臣、紐育、桑港、「シャトル」、羅府へ転電セリ

~~~~~

95 昭和5年12月12日  
在サン・フランシスコ若杉總領事より  
幣原外務大臣宛（電報）

### 全米商業會議所における討議に関するアレキ サンダーの内話

ノ提議ニ依リ速ニ各地商業會議所ヲシテ排日移民法修正ノ決議ヲナサシムルコトヲ決議シ一方西北部代表トシテ「ホルデン」ヲシテ「アルバート・ジョンソン」ノ選挙区其ノ他各方面ヨリ同人ヲシテ更ニ排日条項修正運動ニ尽力セシムル様極力運動セシムルコト並ニ議会方面ノ形勢ヲ充分見極メタル上臨機積極的行動ニ出ツルノ全權ヲ「アレキサンダー」ニ一任スルコトニ決定シタル趣ニテ「アレキサンダー」ハ益々責任ノ重大ヲ感シ此ノ際極力議会方面ノ情報ヲ取纏メ其ノ判断ニ依リ修正案通過ノ見込確実ナルヲ待テ具体的措置ニ出ツル覺悟ニテ現ニ昨日「リンチ」副会頭ノ名ニ於テ華府某方面ニ対シ関係議員等ノ意向及議会ノ形勢速報方ヲ依頼シ亦明日「シャーレンバーグ」ヲシテ「ハイラム・ジョンソン」ノ意見ヲ問合サスヘク尚「カーン」議員ニモ形勢調査方依頼シ置ケルニ付來週末迄ニハ相當ノ状況判明スヘシト語レリ

尚「アレキサンダー」ノ蘆野領事ニ内話セル華府本部ヨリノ情報トアルハ全米商業會議所本部ヨリ目下ノ形勢ハ未タ修正案提出ニ適スルヤ否ヤ判明セサル状態ニ在ル旨「ボートランド」大会宛ノ報道ヲ指スモノナリトノ趣ナリ

<sup>(2)</sup> 序ニ「ボートランド」領事発閣下宛電報第一八号「ホルデン」ノ報告中八日午後ノ打合セ会ニ於テ目下ノ議会ニ「排日条項ニ関スル議案ヲ提出スルモ目的ヲ達スル見込ミ少ナキニ付議会ニ対スル積極的行動ヲ見合セ教育的方面ニ力ヲ注クコト」ニ申合セタルヤノ報道ニ付確カメタル處両氏ハ或ハ「ホルデン」自身ノ意見又ハ説明不充分ニ基ク誤解ナルヘク大会ニ決議案ヲ提出スル意向ナキハ「アレキサンダー」当初ヨリノ予定通ニシテ右打合セ会ニ於テハ別ニ排日条項修正案ニ対スル申込ミニ付意見ヲ表示シタルモノモナク唯出来得ル丈慎重ニ諸般ノ情勢ヲ確カメタル上行動スルヲ可トシ大会ニ於テハ何等決議ヲ為ササルコトヲ申合セタルニ過キスシテ此ノ際議会ニ於ケル積極的行動ヲ全然見合セタル次第ニアラサリシコトハ現ニ前顯電報所報ノ如ク「アレキサンダー」ニ臨機ノ措置ノ全權ヲ委任シ且多忙ナル「アレキサンダー」カ華府ニ出張スルコトニ決心シ居ルニ徵スルモ明カナリト述ヘ又同領事発在米大使宛電報第一五号中「アレキサンダー」及「リンチ」カ蘆野ニ答ヘタル趣旨モ単ニ万一失敗ノ場合ヲ慮リ慎重ニ行動スル旨ヲ説明シタル迄ナリト語リタリ

本官ヨリ「オレゴン」及「ワシントン」州方面ニ於テハ加州側ノ態度余り慎重ニ過キルトテ若干悲觀的印象ヲ与ヘ居ルヤニ聞キ及ヒ居ル旨語リタルニ対シ兩人ハ華盛頓州側ハ「アルバート・ジョンソン」ノ曖昧ナル態度ニ当惑シ居リ「オレゴン」ハ進テ責任ヲ執ル丈ノ意向モナク結局本運動ハ加州側殊ニ桑港カ实行ノ任ニ当ルノ外ナキ以上其ノ責任ノ重大ナルニ鑑ミ慎重ニモ慎重ヲ重ヌヘキハ當然ニシテ本件ヲ公開討議ニ付セントスルカ如キ「ボートランド」側ノ意見ハ本件解決ニ何等貢献スルモノトハ信セラレス要スルニ戰略上ノ見解ノ差異ニ基クモノニシテ致方ナシト語リ

〔アレキサンダー〕カ成ルヘク今期議会ニ於テ本件ヲ解決

スル為百方苦慮シ居ル次第ハ本官ノ熟知スル所ナルモ(一)

「アルバート・ジョンソン」カ今以テ態度ヲ暗マシ居ル為沿岸全局ノ本問題運動ヲ非常ニ失望セシメタルコト(二)失業問題ノ為我方提案ト主張上全ク背反スル割当移民停止其他ノ

移民法関係法案統出セルコト(三)本期議会ハ「ショウト・セッション」ナルコト(四)大統領直参ノ加州共和党トシテハ過

般総選挙ノ結果ニモ顧ミ此ノ際成ルヘク「フーバー」ヲ「エンバラス」スルカ如キ議論ヲ生シ易キ法案ノ提出ヲ避

96 昭和5年12月17日 在米国出淵大使より  
幣原外務大臣

#### 米国下院移民委員会におけるジョンソン提案の修正可決の見込について

普通公第七一七号 (昭和6年1月10日接受)

昭和五年十二月十七日

在 米

特命全權大使 出淵 勝次 (印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

移民停止ヲ目的トスル「ジョンソン」案ノ下院

## 移民委員会通過ニ関スル件

下院移民委員会ハ「ジョンソン」提案 (H. J. Res 410.) 二関シ秘密会ヲ開キ審議中ナリシカ之ヲ根拠トシテ新ナル決議案ヲ起草シ「ジョンソン」再ヒ之レヲ提出シ (H. J. Res 439.) 之ニ對シ少許ノ修正ヲ加ヘタル上十二月十六日之レヲ可決シ下院ニ報告スルコトニ決定セリ  
新決議案 (H. J. Res 439.) ノ原案 (H. J. Res 410.) ニ比シ異ナル主ナル点ハ左ノ三ナリ

(一) 移民停止期間ハ原案ニ於テハ五年ナリシカ新案ハ之レヲ二ヶ年トス

(二) 原案ニ於テハ現在ノ歩合問題ニ触レサリシカ新案ニ於テハ家族等ノ「プレフェレンス・クラス」ニ属スルモノ (第六条ノ規定) ニ対スル査証ヲ現在歩合ノ五割ニ制限ス

(三) 米国へ適法ニ入國シタル外国人ノ家族 (移民法第六条ノ規定) ハ原案ニ於テハ査証停止ヲ受クヘキモノナリシカ新案ニ於テハ除外例トシテ入國セシムルモノノ内ニ加ヘタリ

尚本案ハ移民査証ノ發給禁止ノ方法ニ依リ移民停止ヲ実行

セントスルモノナルヲ以テ非移民旅券所持者ハ之レニ依テ影響ヲ受ケサルモノトス  
要スルニ「ジョンソン」新提案ハ二ヶ年間労働移民ヲ全然停止シ家族等ニ関シテハ歐州諸国ハ現在歩合ノ半数迄入國ヲ認メ現ニ歩合制限無キ西半球諸国ニ対シテハ家族ハ無制限ニ入國ヲ許可シ比島移民ハ外国移民トシテ取扱ヒ除外規定ニ該当スルモノノ外米大陸移住ヲ禁止セントスルモノナリ

右共同決議案原文添付報告ス

本信写送付先 在米各總領事、各領事及在「ホノルル」、「マニラ」各總領事

97 昭和6年5月6日 在サン・フランシスコ若杉總領事より  
幣原外務大臣宛

第一六四号 ターラック地方在住米国人の対日感情改善について

昭和六年五月六日 (6月3日接受)

在桑港

総領事 若杉 要 (印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

「ターラック」地方在住ノ日米人親交ニ関スル件

千九百二十一年七月十九日ノ深夜加州「スタニシロース」郡「ターラック」ニ於テ百余名ノ米人暴徒武装シテ邦人労働者ノ農園小屋ヲ襲撃シ労働者及其家族數十名ニ対シ即刻立チ退キヲ命シタル上一同ヲ數台ノ貨物自動車ニ積ミ込ミ

市外マテ追放シタル所謂「ターラック」事件ハ當時日米両新聞ニ報道セラレ多大ノ注目ヲ惹キシコトハ今猶記憶ニナル處今般同事件ノ發生地タル「ターラック」市ノ米人商業會議所ハ去ル四月十四日自ラ卒先主唱シ隣村「コートツ」ノ邦人ト共ニ同村邦語学園ニ於テ盛大ナル懇親会ヲ開催シタルカ右懇親会ニハ「ターラック」市長始メ商議会頭頭、同会員、銀行家、医師、実業家、新聞記者等同方面有力ナル米人百二十名又邦人側ヨリハ同村村民百五十名ノ外當地正金銀行支店長及當館館員等モ招待ヲ受ケ出席セリ

シ「此ノ鍵ニテ『ターラック』市ノ門戸ヲ開カレヨ而シテラ代表シ木製銀色ノ大鍵ヲ「コートツ」居住ノ邦人ニ手交

タル主ナル原因ハ同地在住ノ邦人カ常ニ能ク隱忍自重シ且着々經濟的地歩ヲ固メタル一方米人社會ト協力シ農産物其他ノ取引ヲ盛ンナラシメタルニアルモノト思考セラル尚「コートツ」地方ニ邦人ノ移住ヲ開始セルハ千九百九年ニシテ當時安孫子久太郎 (現日米新聞社社主) ハ同地方ノ地主ト契約シ邦人ニ土地ノ分割販売ヲナセシコトアリ爾來苦節十余年ヲ経過シ現時ニ於テハ邦人農家ノ数モ四十余軒トナリ相当余裕アル生活ヲ営ミツツアリ現ニ邦人ノ所有スル耕地ハ千三百三十二英町ニシテ葡萄、茄子、苺等主要產物ノ昨年度売上高ハ不況ノ際ニモ拘ラス十五万八千弗ヲ超過シ銀行預金モ増加シ当今ニ於テハ農産物ノ供給ハ勿論

日用品、農具、自動車、肥料等多額ノ取引ヲ「ターラック」市民ト當ミツツアリ。

右ノ如キ關係ニ依リテ同地方ニ於ケル日米人親交カ益々密接トナリツツアルコトハ喜シキ傾向ナリト云フヘク前記懇親会ノ如キモ亦両国人ノ和親協調ニ資スル所大ナリト思惟セラル

此段御参考迄ニ報告ス

本信写送付先 在米大使

編注 「日本外交文書（大正十年第一冊上巻）」第二四六 文書参照。

98 昭和6年5月29日 在ニュー・ヨーク堺内（謙介）総領事 より 币原外務大臣宛（電報）

### 全米貿易大会における移民法修正決議案提出

見合せについて

ニュー・ヨーク 5月29日後発  
本 省 5月30日後着

第三九号

五月二十六日桑港「アレキサンダー」本官來訪ノ際昨年

99 昭和6年7月1日 在サン・フランシスコ若杉総領事 より 币原外務大臣宛（電報）

### 移民法修正運動の動静に関するシャーレン

暗送セリ

### バーグの内話

サン・フランシスコ 7月1日後発  
本 省 7月2日前着

第四三号

昨日「シャレンバーグ」ト會見ノ際同氏ノ語ル所ニ依レハ

「マクラッチ」ハ最近「アレキサンダー」等ノ排日条項

修正運動ニ対シ過日來又復対抗運動ヲ起シ各方面ニ修正反

対意見書ヲ配布シ居ル処「シャ」個人トシテハ屢々「マク

ラッチ」ノ意見ヲ反駁シ居ルモ「マ」從来ノ立場及信念

上到底其意見ヲ翻ス見込無ク労働團体ノ如キモ進ンテ修正

運動ニ反対スル意向ナキモ在郷軍人及「ネーチヴ・サン」

ト同様移民法制定當時排日条項規定ニ付連合移民委員会ニ

「コンニット」シ居ル關係上勢ヒ「マ」ノ意見運動ヲ支持

スヘキ行掛トナリ居リ此等諸團体ヲシテ修正運動ヲ支持又

ハ默認セシムルニハ團體員一般ノ排日感情ヲ一層緩和スル

ノ必要モアリ誠ニ面倒ナルカ諸方面ノ情勢ニ依リ努力サヘ

スレハ漸次修正運動反対ノ氣勢ヲ緩和シ得ルモノト觀測シ

居ル模様ナリ尚「アレキサンダー」先般紐育ヨリ帰來後本

「ロスアンゼルス」ニ於ケル貿易大会ニハ既ニ移民法修正ニ関スル決議成立シタル次第モアリ今回ノ当地同大会ニハ却テ之ニ触レサル方得策ナルヤニ思考セラル處何レ「アーリントン」前布畦知事等トモ相談ノ上態度ヲ決定シタキ旨内話シ居タルカ二十七日ノ大会第一日ニ右「ファーリントン」ハ太平洋貿易ニ関スル演説中現行移民法ヲ修正シ日支兩国民ニ対シテモ歩合制度ヲ適用スヘキ旨ヲ述ヘタル外會議中遂ニ本問題ニ関シ決議案等ノ提出ヲ見ルニ至ラス二十九日本官ノ午餐ニ於テ「ア」ハ自分ハ大会ノ決議委員タル関係上他ノ有力ナル一、ニ委員トモ移民法問題ニ関シ意見ヲ交換シタルカ明年「ホノルル」ニ開カルル次回大会コソ適當ノ機会ナルヘシトノ説多カリシニ依リ今回ハ結局決議案提出ヲ見合セタル次第ナル旨説明シ居リタリ

米、桑港、「ホノルル」ヘ転電シ羅府、「ポートランド」ヘ暗送セリ

運動員ノ努力漸次効ヲ奏シツツアル模様ニテ労働團体方面ハ「シャレンバーグ」ノ努力ニ依リ我方有利ニ展開シツツアル処

在郷軍人團方面ノ形勢サヘ緩和スルニ於テハ來議会ニ於テ具体的行動ニ出ルコト必シシモ不可能ニ非サルヘク目下ノ処ナルヘク反対派ノ対抗運動ヲ激成セサル様努メタキ意向ニテ過般紐育ニ於ケル貿易大会ニ於テモ態ト修正運動ニ関シ決議ヲ見合セ必要ニ応シ何時ニテモ当沿岸地方ノ連合決議ヲ以テ具体的提案ニ出テタキ積リニテ現ニ此修正案起草ニ精通セル「コロンビヤ」大學「チエンバレン」教授ニ排日条項修正法案起草方内密依頼シ置ケル次第ニテ過般華府ニ於テ「キヤツスル」次官ト會見ノ際ニモ「キヤ」ハ本件ニ関シナルヘク國務省側ヨリ立法部ノ感情ヲ刺戟スルカ如キ行動ヲ避ケタキ意向ニテ極メテ慎重ノ態度ヲ持シ居リタルモ來議会ニ於テハ或ハ修正運動成功スルヤモ計ラレスト

觀察シ居タル由委細郵報

在米大使、在紐育總領事、沿岸各領事へ暗送ス

100 昭和6年8月1日 在米国出淵大使より

幣原外務大臣宛（電報）

## 全米商業會議所移民委員会における移民法より

## 排日条項撤廃の決議

ワシントン 8月1日前後  
本 省 8月1日後着

第一六七号

七月三十一日当地ニ於テ会合シタル合衆国商業會議所移民委員会ハ現行米国移民法中日本其他東洋諸國ニ対スル差別的規定ノ撤廃ヲ同商議「ボード・オブ・ダイレクターズ」ニ勧告スルコトヲ決議セリ

該決議要旨左ノ通

合衆国商業會議所ハ東洋諸國ニ対シ常ニ友好親善ノ態度ヲ執り来レルカ右態度ノ正当ナルコトハ実業家等ノミナラス一般民衆ノ間ニ於テモ漸次明カニ認メラルニ至レルコト本委員会ノ確信スル所ナリ故ニ本委員会ハ過去七ヶ年間歐州諸国民ノ米国入國ニ関シ適用セラレ來レル歩合法ヲ今ヤ日本其他ノ東洋諸國ニ対シテモ適用スヘキ時期ニ達セリト信スルモノナリ

尚右委員会ノ一員タル同商議書記長ノ内話ニ依レハ右決議ハ「ボード・オブ・ダイレクターズ」ヨリ明年五月開催セラルヘキ全国商議大会ニ提出セラルヘク同大会通過ノ上ハ合衆国議会ニ対シ立法請願ノ手続ヲ執ルコトナルヘキ趣ナリ

在米各総領事領事及「ホノルル」へ転電セリ

101 昭和6年8月6日 在サン・フランシスコ若杉總領事より  
幣原外務大臣宛（電報）

## 全米商業會議所移民委員会決議に対するアレキサンダーの内話

サン・フランシスコ 8月6日後  
本 省 8月7日後着

第五五号

在米大使発閣下宛電報第一六七号ニ閲シ  
昨日帰来セル「アレキサンダー」ノ本官ニ語ル處ニ依レハ同委員会ハ加州方面ニ於ケル本問題ニ閲スル情勢ヲ同氏ヨリ詳細聴取シタル上同會議ニ列席中ノ全国労働連盟代表者ニ対シ本問題ニ閲スル労働側ノ態度ヲ明示セんコトヲ求メ見ト共ニ回電アリタシ

タルカ同代表者ハ全國労働連盟ハ「クオーター」適用問題ニ対シ贊否何レニモ加担セス全ク中立ノ態度ヲ持スル旨声

明シタルヲ以テ当地「マクラッチ」一派ヨリ反対ノ電報ニ接シタルニ拘ラス在米大使発電ノ通決議セル趣ナリ

「アレキサンダー」ハ右會議ノ内容ニ付テハ華盛頓ニ於テモ成ルヘク「パブリシチ」ヲ避ケタルニ拘ラス往電第五一号及第五二号ノ如ク当地方ニ反響ヲ与ヘタルヲ氣ニシ居ルニ付此上ハ労働側ノ比較的穩便ノ態度ヲ利用シ「マクラッチ」ノ率ユル連合移民委員会ノ組織ヲ打破シ「マ」ノ勢力ヲ孤立セシムルノ方策ヲ運ラス様努力方懲憲シ置キタリ

尚「ア」ハ「シアトル」ニ於テ過日同地有志ト会合ノ際一層遠隔地商業會議所側ノ結束ヲ固メ同地方面ニ於テハ極力

「ジョンソン」説服ニ努力ヲ続クル旨申合セタル由ナリ

米へ転電シ在米各領事（「ホノルル」ヲ含ム）へ暗送セリ

182

102 昭和6年8月12日 在米国外務大臣より

幣原外務大臣宛（電報）

## 連邦議会への移民法修正請願の効力について

本使最近「サイラス・ストロウン」ニ面会ノ際彼ハ会頭ト

103 昭和6年8月15日 在米国出淵大使より  
幣原外務大臣宛（電報）

## 移民法修正問題に関する全米商業會議所会頭の内話

ワシントン 8月15日前後  
本 省 8月16日前着

貴電第一二一號ニ閲シ

シテ本件決議ノ趣旨貫徹上責任ヲ感シ居ルニ付来春大会ヲ待ツ迄モナク議会開会次第適宜運動ヲ試ミル積リナルモ何分「マクラッチ」一派ノ執拗ナル反対運動ハ懸念ニ堪ヘストテ余リ樂觀シ居ラサル如キ口吻ヲ洩シ居レリ今回「ス」ノ如キ中西部ハ勿論中央部ニ於テモ相當声望アル者カ全米商議ヲ背景トシテ本問題ニ乗出シタルコトハ甚夕好都合ナリト思考スルモ本問題ノ運命ハ結局議会ノ態度如何ニ係ル次第ナルカ議員等ノ立場ヨリ見ルニ事柄ノ性質上自ラ進ンテ議案ヲ提出シ又之を通過ニ尽力シタリトテ格別選舉区ノ人気ヲ高ムル次第ニ非サルト同時ニ寧ロ反対者ノ攻撃ニ利用セラレ意外ノ惡評ヲ招ク危險アル為動モスレハ種々ナル口実ノ下ニ逃ケヲ張ルコト昨年來ノ「リード」、「ジョンソン」等ノ態度ニテモ察セラル尚本問題ニ付テハ大統領始メ行政部ニ於テモ指導的態度ニ出ツル責任アル次第ニテ労働長官ノ如キハ年報ニ於テ差別条項撤廃ノ必要ヲ力説セルニ拘ラス實行ノ段取りトナレハ常ニ尻込ミシ居ル状況ナルニ付不景氣救済問題ヲ始メトシ重要問題ノ輻輳シ居ル次期議会ニ於テハ本問題ノ解決上未タ多クノ期待ヲナシ得サル状勢ナリ

移民法修正反対運動ニ使用セル費用三千五百弗ノ内「マ」自身ニテ一千七百弗ヲ負担シ居リ過般華府ニ於ケル全国商業會議所移民委員会決議前後ニ亘リ「マ」ノ反対宣伝ノ為配布セル書面四千五百通ニ上リ其内ニハ詳細沿岸商業會議所側ノ誤ヲ反駁シ連合移民委員会ハ移民法制定當時ノ方針ヲ何等変更スルノ意志ナク日本ニ比率ヲ適用スルニ反対ナル旨ヲ言明シ居リ七月二十九日華府商業會議所委員会ノ際全國労働連盟會長「グリーン」ヨリ加州労働連盟ノ意向問合セノ電報ニ対シ「シャ」ヨリハ東洋人ニ対スル比率適用ニ依ル日本人及支那人入国数ハ極メテ少數ニテ却テ此ノ方法ニ依ル方現実ニ移民ノ入國ヲ制限シ得ヘシトノ賛成ニ傾ケル意見ヲ回答シ居リ又八月二十六日當地連合移民委員会會議ノ際ニモ「シャ」ハ同様日本人ニ対スル比率問題ニ関シ同委員会ハ余リニ其結果ヲ過大視シ居リ寧ロ比律賓人入國問題ヲ重視セン事ヲ勧告セルニ拘ラス同會議參列ノ在郷軍人團及「ネーチブ・サン」並農業者團体（「グラント」）代表者ハ何レモ日本人ニ対スル比率適用ニ反対意見ヲ表示シ居レリ

尚記貴電末段ニ閲シ全國商議ノ関係セル問題ニテ議会ノ立法ヲ見タルモノニ付テハ財政、關稅、水力問題等ニ亘り多数ノ実例アル處右ノ中商議側カ中心トナリテ実効ヲ収メタル顯著ナル事例トシテハ一九二〇年ノ鉄道運輸法一九三一年ノ予算編成ニ閲スル法律並ニ一九二九年ノ登録法アル趣ナリ

~~~~~

**104 昭和6年9月8日** 在サン・フランシスコ若杉總領事より幣原外務大臣宛（電報）

**カリフォルニア州労働界の排日移民法修正に  
関する動向についてシャーレンバーグの内話**

サン・フランシスコ 9月8日前發 本 省 9月9日後着

第六二号

來週当地ニ於テ加州労働大会開催セラルニ付本官本日「シャーレンバーグ」ト長時間会见ノ上移民法修正ニ対スル労働側ノ態度等ニ付懇談シタル処「シャ」ハ最近連合移民委員会ノ會議録及「マクラッチ」ヨリノ書面ヲ内密本官ニ閲読セシメタルカ右ニ依レハ過去一年間ニ同委員会ノ

現在漸次緩和シツツアル対日感情ヲ利導シ解決ノ時機ヲ待ツノ外ナカルヘシト語レリ御参考迄

米ニ転電シ在米各領事ニ暗送セリ

編

注 カリフォルニア州労働大会開催地につき、在サン・フランシスコ若杉総領事より電報第六三号をもつてサンタバーバラと訂正あり。

105 昭和6年9月23日 在サン・フランシスコ若杉総領事より幣原外務大臣宛（電報）

**カリフォルニア州労働大会および在郷軍人大会における排日移民法修正論議について**

サン・フランシスコ 9月23日後発  
本 省 9月24日前着

第六六号

往電第六一號ニ閲シ

「サンタバーバラ」ニ於ケル加州労働大会ニ於テ会員組合會長「フェュールース」ノ日本人ニ比率適用反対ノ決議案ハ「シャーレンバーグ」ノ斡旋ニ依リ遂ニ提案ヲ中止シ外ニモ何等移民法修正ニ関スル議論無ク單ニ比律賓人ノ入国排

斥ヲ決議シタルノミニテ閉会セリ尚先般「ロングビーチ」ニ於ケル加州在郷軍人団大会ハ「マクラッチー」ノ策動ニ依リ九月一日全会一致ヲ以テ同団從来ノ方針ヲ固執シ移民法殊ニ帰化不能外国人排斥条項ノ勵行及全国在郷軍人団總会ニ出席スヘキ本会代表者ニ対シ右条項ヲ修正スルカ如キ一切ノ提議ニ強硬ニ反対スヘキ事ヲ命セル旨ノ決議ヲ可決セル趣「シャーレンバーグ」ヨリ内報アリタルヲ以テ「アレキサンダー」ハ目下「デトロイト」ニ於テ開会中ノ全国在郷軍人団總会列席ノ友人ヲシテ同様ノ決議ヲ見ルニ至ラサル様斡旋セシメ居レリ（右決議ハ當時新聞紙上ニ発表セラレサリシモ同会報告中ニ明記シアリ）尚「シャーレンバーグ」ハ杭州ニ於ケル太平洋關係會議列席ノ為十月一日当地發秩父丸ニテ出發會議終了後約一ヶ月日本滯在ノ筈ニ付便宜供与方關係方面へ然ルヘク御配慮煩度シリ

米ヘ転電シ、在米各領事（「ホノルル」ヲ含ム）へ暗送セリ

編

注 本電に対しても、九月二四日付在サン・フランシスコ若杉総領事より幣原外務大臣宛電報第六九号をもつて、次のような訂正がある。

往電第六六号中段加州在郷軍人団大会決議中「全国在郷軍人団總会云々ノ決議ヲ可決セル趣」トアルハ「右排斥条項ヲ無効ニシ又ハ修正スルカ如キ一切ノ提議ニ強硬ニ反対スル様議会ニ於ケル代表者ニ勧告スル旨ノ決議ヲ可決シ又全國在郷軍人団總会ニ出席ノ本会代表者ニ対シ同様右排斥条項修正ニ反対スヘキコトヲ命セル趣」ト訂正アリタシ

106 昭和6年12月17日 在米國出淵大使より犬養（毅）外務大臣宛（電報）

**満州事変の進行により移民法修正は不可能との米国風潮について**

ワシントン 本 省 12月17日後着

第五六六号

「スクリップス・ハワード」系新聞紙（紐育「ワールド・テレグラム」ヲ始メ二十有余）ノ満州事件ニ関スル論調ハ概シテ我國ニ対シテ不利ナリシ處最近同社長「ハワード」本使ヲ來訪シ長時間ニ亘リ腹感ナキ所見ヲ交換シ引続キ外報主任「シムス」モ「ハ」ノ命ニ依リ十五日來訪敷衍陳述

スル處アリタルカ兩人ノ意見ヲ綜合スルニ大体左ノ通ナリ（一）「スクリップス・ハワード」ハ國際協調及世界平和ヲ宗旨トシ極東ニ於テハ日米提携ヲ米國ニ取り最善ノ方策ナリト信シ居レルカ両國間ノ親善増進上先以テ排日移民法ヲ修正スル事必要ト認メ一昨年以来努力スル處アリタルモ滿州ニ於ケル日本ノ態度甚夕意ニ満タサル處アル為右ニ関スル努力ヲ継続スルコト最早不可能ナルト共ニ最近ニ至リ「マクラッチ」一派ノ排日連中ハ満州事件ヲ口実トシテ更ニ運動ヲ試ミツツアルニ付移民法修正ノ如キハ當分成立ノ望ミ無カルヘシ（十六日夕刊「スター」）ノ報スル處ニ依レハ「マ」ハ華盛頓各方面ニ對シ日本ハ満州事件ノ遣口ヲ以テ人種平等ノ口実ノ下ニ移民法修正ヲ強要スルニ至ルヘシトノ警告ヲ發シタル模様ナリ（二）満州ニ對シ日本ノ払ヒタル多大ノ犠牲及努力ハ充分之ヲ認ムル處ナルヲ以テ日本ノ満州ニ於テ有スル立場ハ之ヲ尊重スルニ躊躇セサル次第ナルモ満州事件発生以來日本ノ為ス処ヲ見ルニ九国條約及不戦条約ノ本旨ニ抵触スルモノト認メラレ米國カ該條約ノ締結当事者タル關係上甘シシテ日本ノ為ス処ヲ見ルカ如キハ到底堪工得サル處ナ

(三)軍縮条約ナルモノハ九国条約ト密接ナル関係ヲ有スルモノナル處今回滿州事件ニ対シ示シタル日本ノ態度ヨリ慮ルニ今後或ハ益々支那ニ向ツテ実力ヲ以テ臨ムニ至ルカ如キコト之ナキヤト懸念セラレ從テ米國ニ於ケル大海軍論者ノ如キハ滿州問題ヲ引合ニ「フウバー」ノ軍縮ニ対シ対抗セント企テツツアルヲ以テ其ノ中議会等ニ於テ必ス議論ノ種トナルヘシ（往電第五五八号参照）

四華府會議以後十年間ニ於ケル日米親善増進ノ勢ハ実ニ顯著ナルモノアリ其ノ惰力ニ支配セラレ今回ノ滿州事件ニ關スル米國ノ輿論ハ是迄意外ニ穩健ナリシモ齊々哈爾攻撃以後追々硬化シツツアリ現ニ有力ナル某生糸商人ノ如キ日本ニ於テ此ノ上滿州ニ對シ高压手段ヲ以テ臨ムカ如キ事アル場合ニハ商売上ノ損得ヲ離レ日本ノ生糸ヲ「ボ

イコット」スルコトト為スモ差支ナシト公言スルニ至リタル事実アリ昨今頻リニ伝ヘラレ居ル錦州攻撃ノ如キ万々一二モ実現スルコトトモナラハ目下追々染込ミツツス・ハワード」系ノ感想ヲ忌憚ナク漏ラシタルモノナル處之ニ対シテハ本使ヨリ其ノ誤解ヲ正ス為篤ト前記兩人ヲ説得シタル結果幾分諒解セシメ得タルモ國際平和ヲ提倡スル同氏ノ主義上俄ニ其ノ態度ヲ改メシムル望ナシ同氏ハ固ヨリ米國全体ノ輿論ヲ代表スルモノト云フヲ得サルモ紐育總領事發本省宛電報第一〇四号ノ次第モアリ御参考迄電報ス仏へ転電シ仏ヨリ在欧各大使へ暗送セシム在米各領事（「ホノルル」ヲ含ム）ヘ暗送セリ

### 3 日加ルミュー協定改訂問題

107 昭和2年1月21日 在オタワ松永（直吉）總領事より  
幣原外務大臣宛（電報）

ルミュー協定改訂交渉の現状および日本側対応

振り

オタワ 1月21日後発  
本 省 1月22日後着

貴電第一号ニ関シ（「ルミュー」協商改定ノ件）

本問題ニ付客年六月十八日當方<sup>〔編註〕</sup>覺書ニ付スル先方ノ回答ヲ

俟チ居ル次第ナリ先方ハ從來B・C州出身議員ヲ加ヘタル委員会ニ依リ本件ヲ處理シタル行懸アリ且下議会休会中ニシテ同委員会出席議員ノ顔触モ揃ハサルヲ以テ首相ニ於テモ來月八日議会ノ再開ノ後ニ本問題商議ヲ進捗スル意向ニアラスマヤト察セラル

大体ニ、四月迄ニハ結了スヘシト思ハル尤モ本問題ニ就キ当方ヨリ督促セハ勿論速ニ商議開カルヘキモ之カ督促ハ當方ニ取り有利ナラスト思考セラルニ付本省ニ於テ特ニ急速解決ヲ要スル事情ナキ限り先方回答ヲ俟ツコト致シタシ

シ

編注『日本外交文書（大正一五年第一冊）』一八五文書參照。

108 昭和2年4月6日 在オタワ松永總領事より  
幣原外務大臣宛（電報）

ルミュー協定改訂問題に關し外務次官との會見

結果報告

オタワ 4月6日後発  
本 省 4月7日前着

第八号

議会再開後右當方覺書ニ付スル先方ノ返答アルモ何時頃商議ヲ結了シ得ルヤハ商人店員入國問題等我方重要主張ニ對スル先方ノ態度ニ依リ決セラルニ付日下予想困難ナル処

貴電ニ關シ先般來首相ニ面会ヲ求メ居ルモ首相議会ニ忙殺セラレ未夕面会ヲ得サルニ付外務次官ニ面会シ本官今回帰